

# 名古屋市

## 人とペットの共生推進プラン

《 計画期間：令和2(2020)年度～令和11(2029)年度 》



令和7(2025)年4月改訂

# 名古屋市





## 目 次

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 名古屋市人とペットの共生推進プランの<br>見直しにあたって | 1 |
|--------------------------------|---|

### 第1章 計画の基本事項 3

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本市の現状
- 3 計画の目的
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の期間

### 第2章 推進体制と進行管理 14

### 第3章 人とペットの共生ロードマップ 15

### 第4章 計画の数値目標 17

### 第5章 目標達成に向けた具体的施策 18

- 1 動物愛護の普及啓発
- 2 飼主等への指導啓発
- 3 ペット関係事業者との連携
- 4 殺処分ゼロに向けた取り組み
  - (1) 収容頭数削減に向けた取り組み
  - (2) 譲渡頭数増加に向けた取り組み

### 資料編 38

- 1 市民アンケートの結果
- 2 計画の策定経過
- 3 計画見直しの経過



# 名古屋市人とペットの共生推進プランの見直しにあたって

## 1 プラン見直しの背景

本市では、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に規定する、人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画として、令和 2 年 3 月に「名古屋市人とペットの共生推進プラン」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

### ○これまでの主な取り組み

令和 2 年 6 月

- ・ 飼育に不安を抱える飼主への支援や保護犬猫の譲渡会、地域猫活動の支援、動物愛護教室等を行う「名古屋市人とペットの共生サポートセンター」を設置
- ・ TNR 活動への支援を開始

令和 2 年 10 月

- ・ 犬猫 10 頭以上を飼育する場合の条例に基づく届出制度を開始

令和 4 年 6 月

- ・ 多数の猫の収容に対応できるよう、動物愛護センターに新たな猫の飼育施設「にゃごうーレ」を設置

以上のような取り組みの結果、自活不能猫（※）の収容頭数は平成 30 年度の 700 頭から令和 5 年度には 493 頭に減少しました。（「資料編」58 ページ参照）また、猫の殺処分頭数は平成 30 年度の 189 頭から令和 5 年度には 20 頭に減少しました。

※ のら猫が生み捨てた自力で生きていくことができない子猫のことを指します。

### ○現状と課題

これまでの取り組みの結果、以下のような課題が明らかとなりました。

- ・ 犬猫に迷惑を感じている市民の割合は依然として市民全体の 3 割を超えている。
- ・ 飼主が抱える複合的な課題や病気療養、施設への入所といった理由による引取り依頼が多い。
- ・ 多数の犬猫を飼育する飼主に避妊去勢手術を実施するよう指導しても、経済的理由などで応じられないことがある。
- ・ 飼主から引取られる猫の多くは成猫であり、持病や人馴れしていないなどの理由で譲渡するまでの飼育期間が長期化している。
- ・ 災害時に、被災した飼主が一時的に適切な預け先にペットを預けるための支援が求められている。

## 2 プラン見直しの趣旨

「名古屋市人とペットの共生推進プラン」は令和 2 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 10 年間を計画期間としており、策定から 5 年を迎えるにあたり計画内容の中間見直しを行いました。

見直しにあたっては、本市が目指す「人とペットの共生するまち・なごや」のイメージに変更がないことから、目標達成に必要な社会変化とその実現のための重点施策を総合的に示した「人とペットの共生ロードマップ」（15 ページ参照）に則り、重点施策の内容に、今後対応すべき課題等を踏まえた新たな取り組みを追記、修正することで計画の実効性向上を図りました。（「第 5 章目標達成に向けた具体的施策」参照）

# 第1章

## 計画の基本事項

### 1 計画策定の趣旨

名古屋市では各区の保健センターと名古屋市動物愛護センター（以下「愛護センター」という。）を中心に、公益社団法人名古屋市獣医師会（以下「獣医師会」という。）、名古屋市保健環境委員会、関係事業者団体、動物愛護団体や市民の皆様との連携のもと、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）や名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「本市動物愛護条例」という。）、平成 20 年 3 月に策定された愛知県動物愛護管理推進計画などに基づき、動物愛護や適正な飼養・管理に関する様々な取り組みを行ってきました。その結果、近年、犬猫の殺処分頭数と収容頭数が大きく減少しています。

しかし、犬猫に迷惑を感じている市民の割合は市民全体の3割を超え、また自活不能猫の収容頭数は依然として多く、加えて超高齢社会の進展を背景に、飼主の病気療養や施設への入所といった理由による引取り依頼が多くあります。さらに、多数の犬猫を飼育継続することが困難となる、いわゆる「多頭飼育崩壊」に関する相談件数や愛護センターでの引取り事例が増加しており、これらへの対応が新たな課題となっています。

こうしたことから本市は、行政、関係団体、事業者、そして市民が互いに協力し、愛護センターの犬猫の収容頭数を減らしつつ、譲渡頭数を増やす取り組みの推進と、動物の愛護と適正な飼養についての関心や理解をいっそう深める活動を行うことなどにより、犬猫の殺処分ゼロを目指し 1 頭でも多くの犬猫の命を救うとともに、犬猫による迷惑をこれまで以上に減らし、もって人とペットの共生するまち・なごやを実現するため、「名古屋市人とペットの共生推進プラン」を策定することとしました。

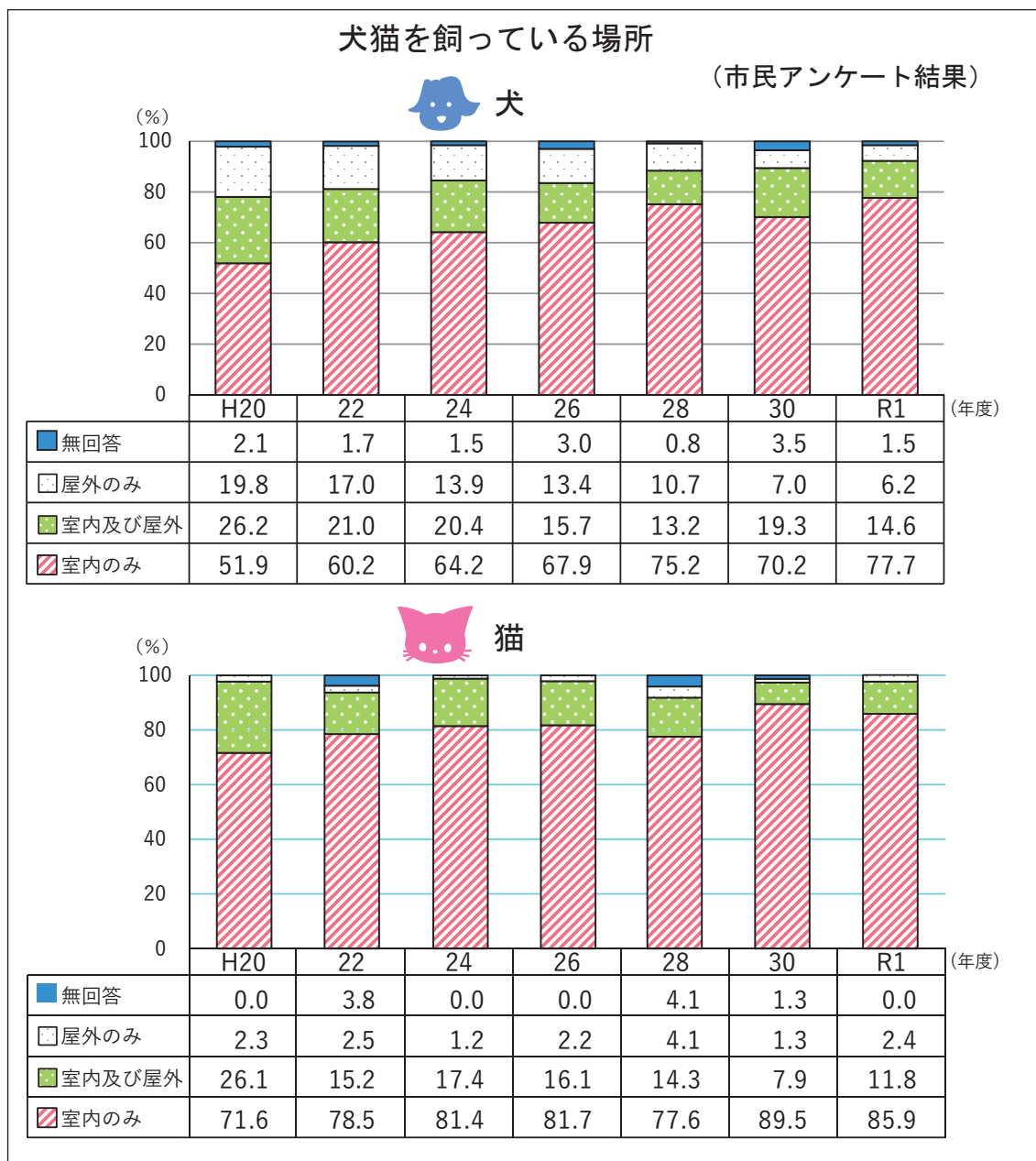
※ 本計画におけるペットとは、人との関わりのある動物をいい、純粋な野生状態の下にある動物は含みません。

## 2 本市の現状

本章に掲載された統計データについて、令和元年度から令和5年度までの数値は「資料編3 計画見直しの経過（3）統計資料」に掲載しています。

本市では、犬猫を中心に多くのペットが飼われています。本プランの策定にあたって令和元年度に行った市民アンケートにおける犬猫を飼っていると回答した市民の割合から、犬猫併せて合計 20 万世帯以上の家庭で犬猫が飼われていると推測されます。

また犬猫を室内で飼う割合は増加する傾向にあり、犬はトイ・プードルやチワワなど、日本の住環境でも飼育しやすい室内飼育向けの小型犬の人気の引き続き高い傾向があります。



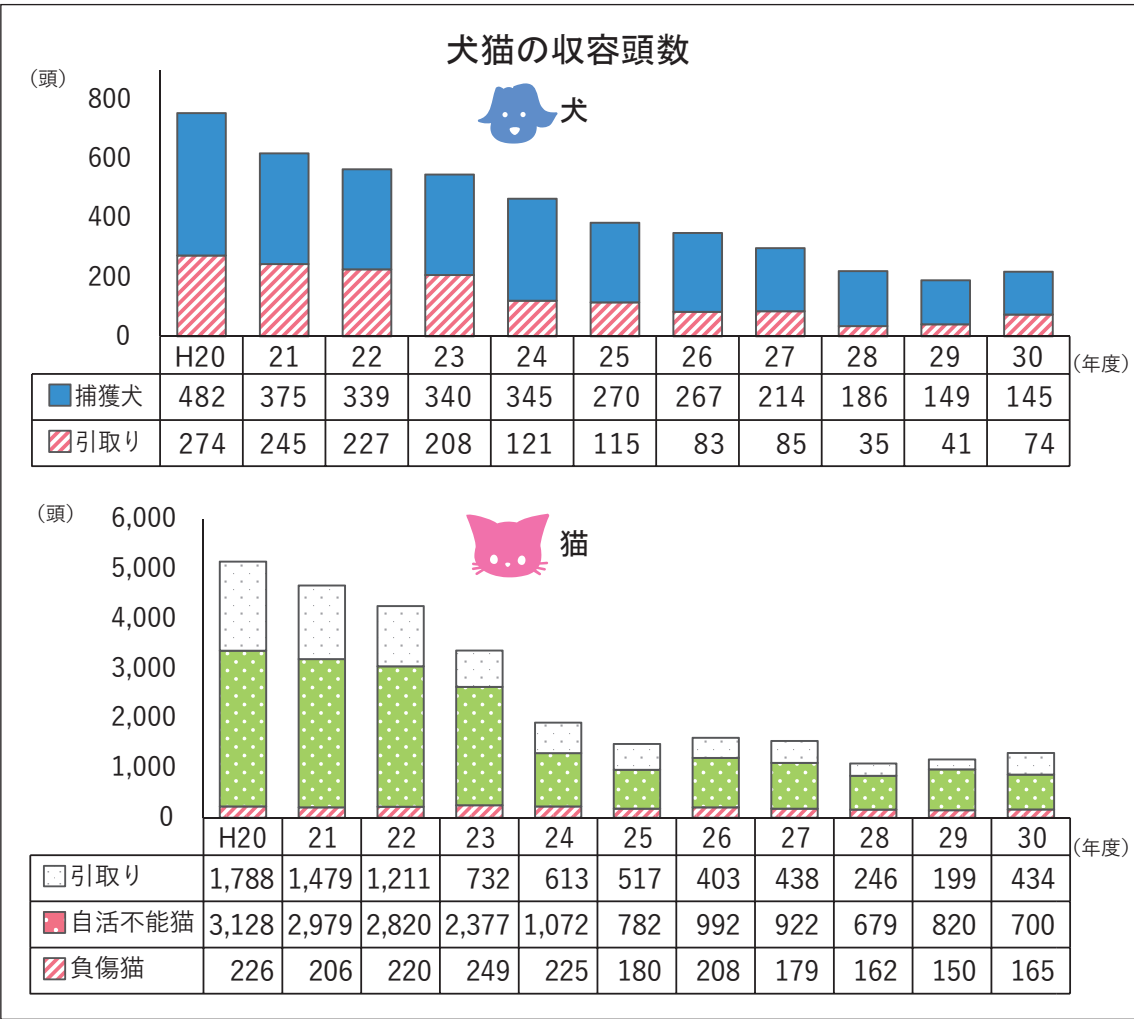


一方、犬猫ともに収容頭数は減少傾向であるものの、何らかの理由からペットを家庭で飼えなくなり、愛護センターへ引取りを求める市民も絶えません。また、路上で死亡した猫の頭数は年間6,000頭以上で、多くののら猫が生息しており、自活不能猫の収容原因になっていると推測されます。このため、猫の収容頭数は犬と比較し非常に多く、年間1,000頭を超えています。

さらに、多数の犬猫を飼育継続することが困難となる、いわゆる「多頭飼育崩壊」に関する相談件数や愛護センターでの引取り事例が増加しており、近年はその状況が顕著で、飼主の住んでいた住宅の退去処分も関係する事案など、動物愛護の担当部署だけでは対処しきれないケースも発生しています。このような事例では、成犬・成猫の引取り頭数が多くなる傾向があり、平成30年度には成猫から飼う利点をアピールした、成猫に限った譲渡会を新たに開催しました。

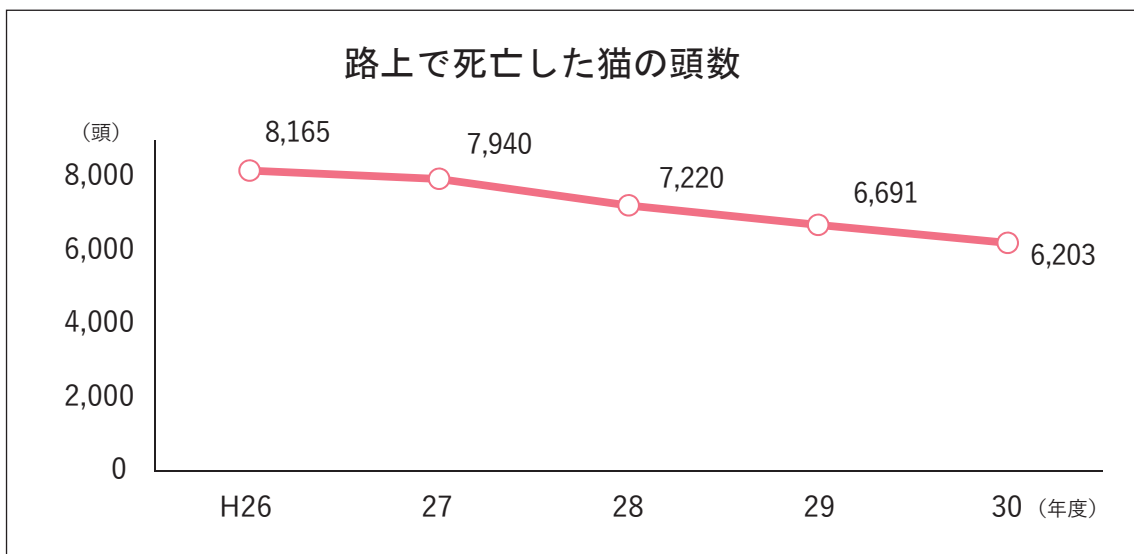


おとなの猫の譲渡会  
ポスター



## 犬猫の引取り理由

|               |  犬 (頭) |                |                |  猫 (頭) |                |                |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
|               | 平成<br>28<br>年度                                                                          | 平成<br>29<br>年度 | 平成<br>30<br>年度 | 平成<br>28<br>年度                                                                            | 平成<br>29<br>年度 | 平成<br>30<br>年度 |
| 飼主が病気・死亡など    | 15                                                                                      | 27             | 21             | 34                                                                                        | 22             | 60             |
| 引越            | 11                                                                                      | 7              | 6              | 21                                                                                        | 8              | 33             |
| 飼育管理することができない | 1                                                                                       | 1              | 4              | 8                                                                                         | 0              | 0              |
| 迷惑をかける        | 2                                                                                       | 0              | 1              | 7                                                                                         | 9              | 0              |
| 家族が病気・アレルギー   | 1                                                                                       | 0              | 0              | 0                                                                                         | 0              | 13             |
| 攻撃的な性格        | 3                                                                                       | 2              | 2              | 2                                                                                         | 0              | 0              |
| 飼育費用負担ができない   | 1                                                                                       | 4              | 0              | 0                                                                                         | 0              | 0              |
| 計画外の繁殖        | 0                                                                                       | 0              | 39             | 156                                                                                       | 142            | 303            |
| その他           | 1                                                                                       | 0              | 1              | 18                                                                                        | 18             | 25             |
| 合計            | 35                                                                                      | 41             | 74             | 246                                                                                       | 199            | 434            |

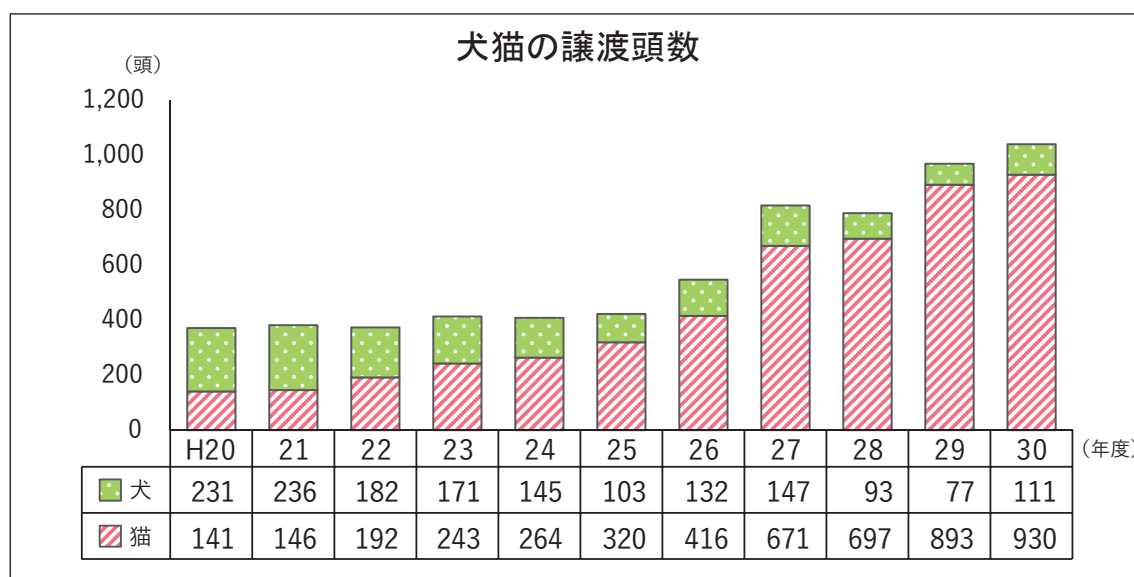


## 多頭飼育崩壊による引取り数

|                                                                                       |    | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----|----------|----------|----------|
|  犬 | 件数 | 0        | 0        | 1        |
|                                                                                       | 頭数 | 0        | 0        | 35       |
|  猫 | 件数 | 3        | 1        | 10       |
|                                                                                       | 頭数 | 39       | 19       | 207      |

愛護センターに収容した犬猫は、動物愛護法に基づき、多くのボランティアの皆様のご協力のもと、愛護センター愛護館を中心に新たな飼主への譲渡を行っています。

譲渡頭数を増やすための取り組みとして、広報なごや、ウェブサイト、SNS等を積極的に活用し周知に努めているほか、平成 22 年度には愛護センターから犬猫を譲り受け新しい飼主に譲渡する「譲渡ボランティア」の募集を開始、また平成 29 年度には、譲渡ボランティアのもとで飼育されている犬猫の飼主を募集するための譲渡会を開始しました。さらに、平成 30 年度には「ネコのバス」(※)を活用した譲渡会、令和元年度にはトレーラーハウスによる身近な場所での譲渡会を開始するなど、様々な取り組みを行ってきた結果、譲渡頭数は大きく増加しています。



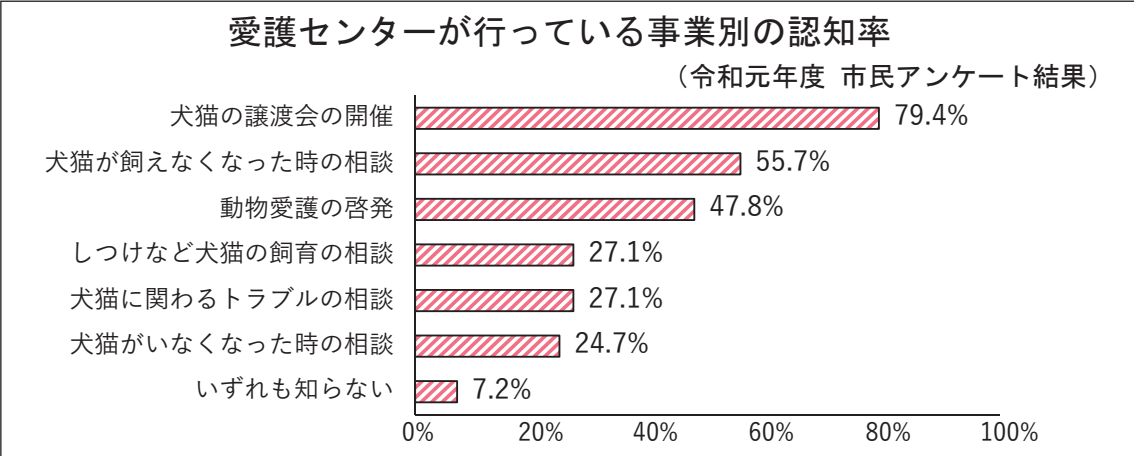
ネコのバスを活用した譲渡会



身近な場所での譲渡会

※「ネコのバス」とは、ネスレ日本株式会社 ネスレ ピュリナ ペットケアと株式会社ネコリパブリックが共同運営する、保護された猫と新たな飼主との出会いの場を提供するためのバスです。

また、愛護センターでは、犬猫の譲渡会、動物愛護や適正飼養に関する飼主からの相談受付や教室事業などを行っています。愛護センターを知っている市民は約 70%でした。事業別では譲渡会の認知率は約 80%と高い一方、しつけなど犬猫の飼育や、いなくなった時の相談先としての認知率は 20%台にとどまっています。



人とペットの共生という視点からは、動物愛護への関心と理解をいっそう深め、動物の命を尊重する気運を醸成することが不可欠であり、その取り組みとして、愛護センターが小学校等を訪問し、子ども達に命の大切さを伝える「いのちの教室」などの事業を実施しています。

### いのちの教室の実施実績

|                | 平成 28 年度 |      | 平成 29 年度 |      | 平成 30 年度 |      |
|----------------|----------|------|----------|------|----------|------|
|                | 開催回数     | 参加人数 | 開催回数     | 参加人数 | 開催回数     | 参加人数 |
| 小学校            | 5        | 319  | 7        | 525  | 4        | 362  |
| トワイライト<br>スクール | 16       | 450  | 16       | 501  | 13       | 389  |



いのちの教室

本市には依然として飼主のマナーが悪いことや、飼犬やのら猫のフン尿等に起因する多くの苦情が寄せられています。犬の放し飼いを行う飼主への指導や地域における犬の飼主のマナーアップキャンペーン、「イエローチョーク作戦（※）」など、犬猫による危害や迷惑を防止し、ペットに関わるすべての市民が快適にらせるまちづくりに向けた取り組みを進めています。しかし、犬猫に迷惑を感じている市民の割合は、従来 40%台であったものが平成 25 年度に 36%まで徐々に減少し、28 年度には 30%を切ったものの再び増加に転じ、30%台から減少しない状況が続いています。

※ 放置されたフンの周りを黄色のチョークで囲み日時を書くことによって、放置した飼主に、困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える方法。

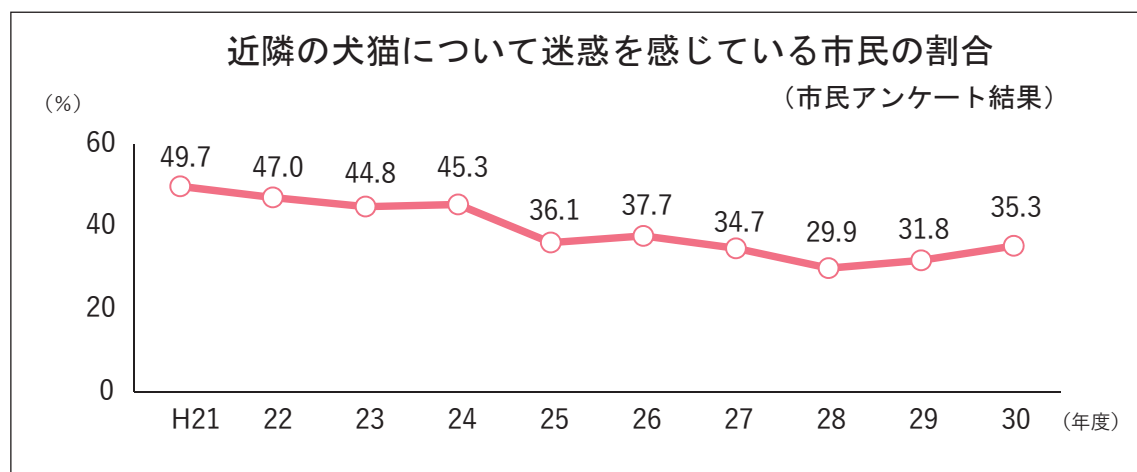
### 犬猫に関わる苦情件数



|            | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| フン・毛の始末、臭い | 628      | 643      | 644      |
| 鳴き声等       | 286      | 273      | 304      |
| 放し飼い等      | 188      | 169      | 175      |
| 合計         | 1,102    | 1,085    | 1,123    |



|         | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| フン・尿、臭い | 1,164    | 1,095    | 1,205    |
| 鳴き声等    | 400      | 332      | 414      |
| 器物の破損等  | 10       | 4        | 30       |
| 合計      | 1,574    | 1,431    | 1,649    |





殺処分ゼロを目指した取り組みを充実させるため、平成 28 年度から犬の殺処分ゼロを目指したふるさと寄附金（納税）の募集を開始しました。平成 29 年度からは対象を猫にも拡大し、「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」として、平成 30 年度には全国から 1,183 件、3,400 万円余の寄附をお寄せいただきました。

こうした寄附金を犬猫の譲渡ボランティアへのペットシート、ミルク等の支援や、愛護センターで犬猫に治療、訓練等を行いながら長期収容するための費用等に活用することにより、犬については、収容頭数が年々減少傾向であることもあり、殺処分ゼロを平成 28 年度に達成し継続しています。

### 寄附金の実績と、寄附金を活用した譲渡ボランティアへの支援

|             | 平成 28 年度                         | 平成 29 年度                                        | 平成 30 年度   |
|-------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|------------|
| 名 称         | 犬殺処分ゼロ<br>サポート寄附金                | 目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金                              |            |
| 実 績         | 407 件                            | 1,122 件                                         | 1,183 件    |
|             | 約 1,100 万円                       | 約 2,600 万円                                      | 約 3,400 万円 |
| 主 な 支 援 内 容 | 犬の譲渡ボランティアへの物資（ペットシート、リード、首輪）を支援 | 左記を継続<br>猫の譲渡ボランティアへの物資（ミルク）を支援<br>乳のみ猫へのワクチン接種 | 左記を継続      |

このような中、令和元年 6 月に動物愛護法が改正され、動物取扱業のさらなる適正化と、動物虐待に対する罰則の引上げ等、動物の適切な取り扱いに向けた対応の強化が行われました。また、本市では愛護センターを飼主がいない犬猫を殺処分する施設から、新たな飼主を見つけるなどによりその天寿を全うするよう橋渡しを行う、文字どおりの愛護センターとなるようにとの強い思いを込めて、令和元年度に愛護センターに設置されている殺処分機を撤去することとしました。

### 3 計画の目的

動物愛護法の目的について規定する同法第1条では、①動物の愛護に関する事項を定め、国民の間に動物を愛護する気運を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、②動物の管理に関する事項を定め、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することによって、人と動物の共生する社会の実現を図ることとされています。

また、本市が愛護センター設立30周年記念行事（平成27年度）に際し行った「動物愛護センター動物愛護宣言」では、

- ① 人と動物が固い絆で結ばれるよう、犬猫等の飼主が飼主責任を十分に果たせるようサポートし、人と動物の健康と安全を確保します。
- ② 収容した犬猫等の1頭ごとの命をみつめ、殺処分を1頭でも多く削減し、犬猫等の殺処分のない社会の実現を目指します。
- ③ 動物愛護推進員や譲渡ボランティアを始めとする市民の理解と協力が得られるよう尽力すると共に、愛護館を拠点にし、途切れることなく動物愛護と適正飼養の普及啓発に努めます。

と宣言しています。

本プランの策定にあたり本市は、法の目的である人と動物の共生する社会の実現を図るため、動物愛護宣言からさらに取り組みを前進させます。計画の目的を、主に犬猫等のペットに関わるすべての市民がそれぞれ自覚を持ち、犬猫を適正に飼養、管理することで人への迷惑の発生を防止するとともに、生命尊重の観点から殺処分を限りなく減らしつつ、市民の間に動物の命を尊重する気運を醸成することで、人とペットが共に生き暮らす社会を目指すこととし、次のとおり定めます。

#### 計画の 目的

#### 人とペットの共生するまち・なごや

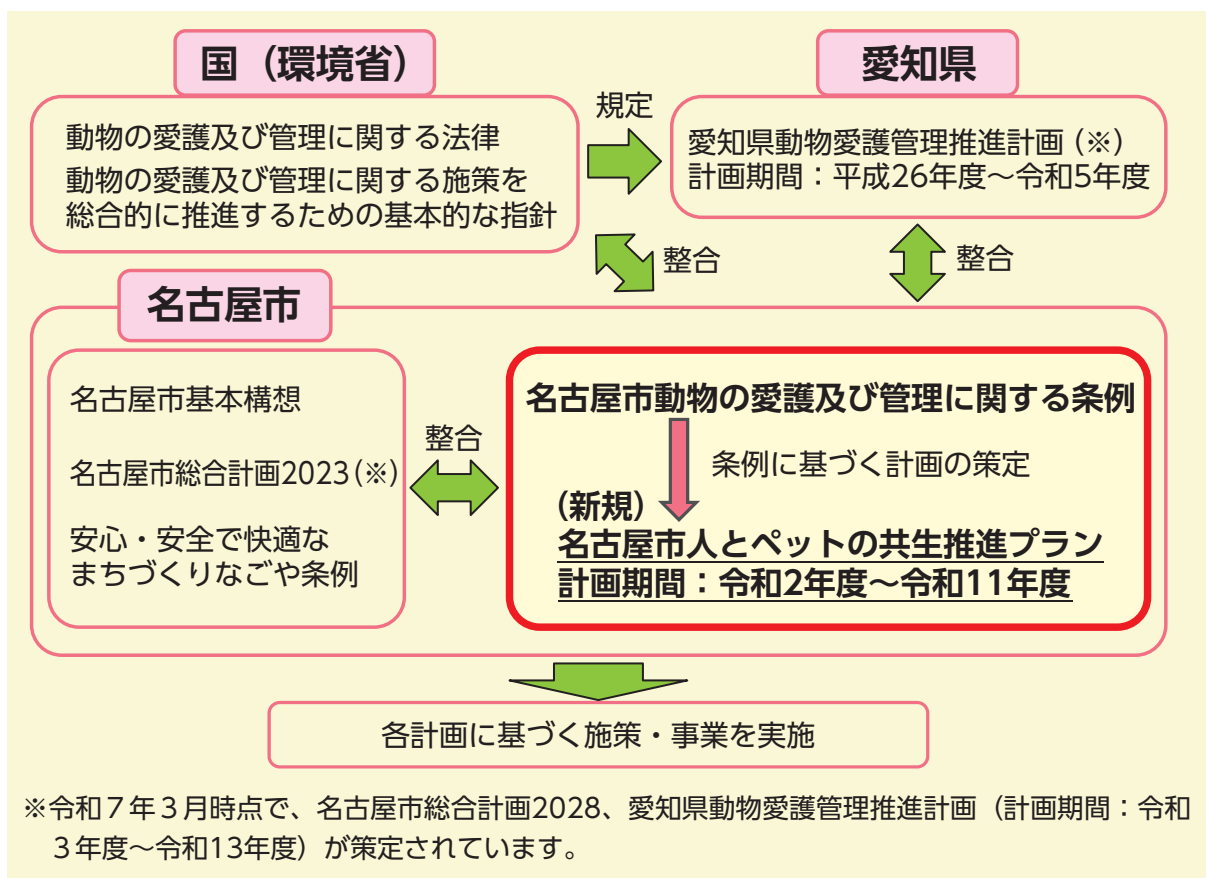
- 動物の命を尊重する気運が醸成されている
- 犬猫等のペットによる危害・迷惑が少ない
- 犬猫の殺処分ゼロが達成・維持されている

## 4 計画の位置づけ

平成 18 年 6 月に動物愛護法の一部が改正され、環境省が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるところとなり、都道府県に動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を策定することなどが義務付けられました。これを受け、平成 20 年 3 月に愛知県では「愛知県動物愛護管理推進計画」（以下「県計画」という。）を策定し、平成 26 年 3 月に一部改訂され、現在に至っています。

しかしながら、県計画では、その対象範囲が山間部を含む県下全域であり、例えば対象動物に牛や馬などが含まれるなど政令指定都市である本市と実態が合わない部分があること、目標値や実績が県下全域のものであるため、その中で本市がどの位置にあり、どこを目指すべきなのかが不明確であることなどの課題がありました。

このため、本プランは、動物愛護法及びその基本指針に即しつつ、県計画の内容のうち本市としてより明確にすべき課題とその解決策を定めるとともに、名古屋市基本構想のもとに策定された名古屋市総合計画 2023 の都市像の実現に向けた施策・事業の方針に沿ったものとして策定します。また、その他の関連計画とも整合性を図るものとします。





## 5 計画の期間

計画期間は令和2年4月から令和12年3月までの10年間とし、5年後を目途に見直しを行うものとします。ただし、動物愛護法、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針又は県計画が見直された際には、所要の改定を行う場合があります。



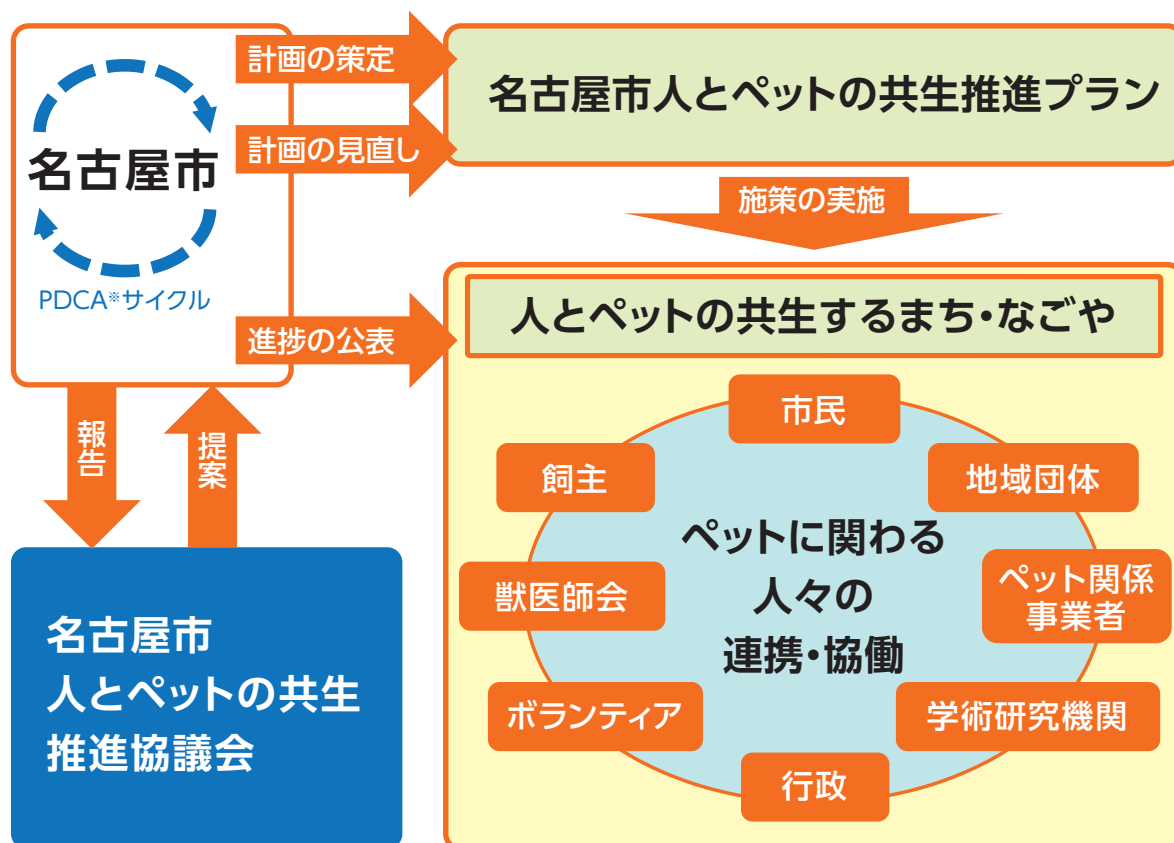
## 第2章

## 推進体制と進行管理

市は本プランを策定した後、プランに基づく事業の実施、事業の進捗状況の管理及びプランの改正等を行います。

また、本市動物愛護条例に基づく市長の附属機関として、令和2年度から「名古屋市人とペットの共生推進協議会（以下「協議会」という。）」の設置を予定しています（令和2年8月に設置済み）。協議会は学識経験者、地元獣医師会、関係事業者団体、関連ボランティアなどを構成員とし、人とペットの共生に向けた事項に関し、市長からの諮問に対する答申、意見の具申、計画の進捗状況の報告に基づく計画及び施策の見直しなどについての提案を行います。

### <計画の推進体制と進行管理のイメージ図>



※ 計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の繰り返しによるマネジメントサイクル

## 第3章

# 人とペットの共生ロードマップ

本市が目指す「人とペットの共生するまち・なごや」のイメージを具体的に示し、必要度に応じそれぞれの展望に立って効果的な施策を行うことを目指し、本プランの目標の達成に必要な社会変化とその実現のための重点施策を総合的に示した「人とペットの共生ロードマップ」を以下のとおり設定します。

### 人とペットの共生するまち・なごや

- 動物の命を尊重する気運が醸成されている
- 犬猫等のペットによる危害・迷惑が少ない
- 犬猫の殺処分ゼロが達成・維持されている

必要な  
社会変化

動物愛護への  
関心・理解の  
深まり

正しい飼い方  
の普及

のら猫の減少

多頭飼育  
崩壊の減少

保護犬猫の  
飼育の普及

重点  
施策

動物愛護の  
普及啓発

飼主への  
指導啓発

ペット関係  
事業者との  
連携

殺処分ゼロに向けた取り組み

収容頭数削減  
に向けた  
取り組み

譲渡頭数増加  
に向けた  
取り組み



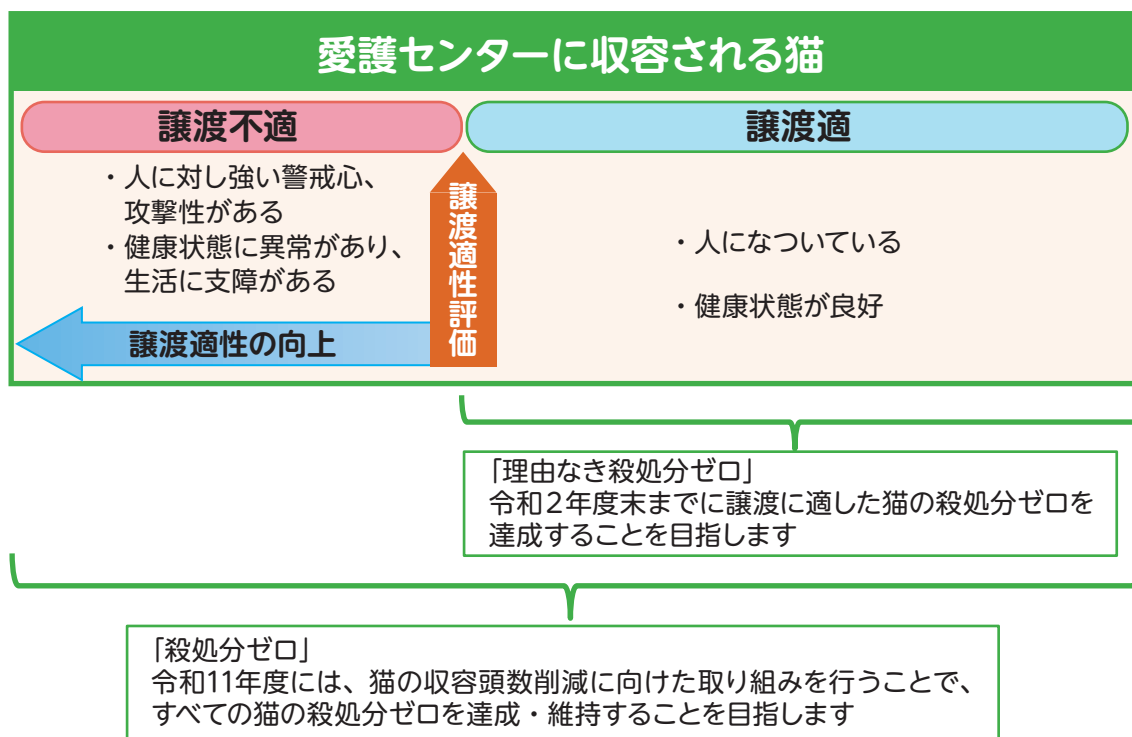
## ○ 殺処分ゼロの達成・維持に向けて

愛護センターには年間 1,000 頭を超える猫が収容されています（平成 30 年度時点）。この中には、重いケガや感染症などの疾病があり、また人になかなか馴れないなどにより、譲渡に適していない猫や、譲渡までに長期の治療や訓練（馴化（じゅんか））が必要な猫がいます。収容頭数が多い中で、譲渡までに長い期間を要する猫を飼育し続けることは、過密飼育の発生や世話が行き届かないなど猫の健康安全上の問題が発生する危険性があります。このような状況下で 1 頭でも多くの猫を譲渡し、その後も飼主と猫が幸せに暮らしていくためには、健康で人に馴れているかなど、譲渡に適している猫かを判定の上、譲渡していくことが望まれます。

こうしたことから本プランでは、猫の収容頭数が減少するまでの当面の措置として、有識者の意見を伺いながら定めた猫の譲渡適性評価基準に従い、まずは愛護センターの獣医師が 1 頭ずつ猫を評価します。さらに、外部の複数の獣医師による評価を経た後に、譲渡に適さない猫のみを殺処分することで、譲渡に適した猫の殺処分をゼロとする取り組みを実施します。

この「理由なき殺処分ゼロ」は猫の収容頭数が多い中での通過点と考え、猫の収容頭数の削減を行うことで本プランの計画期間満了時には、愛護センターに収容されるすべての犬猫の殺処分を行わないことを目指します。

猫の理由なき殺処分ゼロのイメージ図



## 第4章

## 計画の数値目標

本プランにおける施策の効果を判定するための指標として、以下のとおり数値目標を定めます。

| 指標                                 |                                                                                       | 目標値<br>令和11年度<br>(2029年度) | 基準値<br>平成30年度<br>(2018年度) | 実績<br>令和5年度<br>(2023年度) |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 犬猫に迷惑を感じ<br>ている市民の割合               |                                                                                       | 25%(※1)                   | 35.3%                     | 31.8%                   |
| 犬猫の<br>年間収容頭数                      |  犬   | 35 頭(※2)                  | 219 頭                     | 60 頭                    |
|                                    |  猫   | 500 頭                     | 1,299 頭                   | 836 頭                   |
| うち遺棄疑いで<br>収容された犬猫<br>の年間頭数        |  犬 | 0 頭                       | 2 頭                       | 1 頭                     |
|                                    |  猫 | 70 頭                      | 286 頭                     | 156 頭                   |
| 犬猫の<br>年間殺処分頭数<br>(収容中死亡頭数<br>を除く) |  犬 | 0 頭の維持                    | 0 頭                       | 0 頭                     |
|                                    |  猫 | 0 頭の達成及び維持                | 189 頭                     | 20 頭                    |

※1 名古屋市総合計画 2023 に基づく令和 12 年度の目標値

※2 プラン策定時の目標（100 頭）を令和3年度に達成したため、目標値を改めました。「名古屋市総合計画 2028」において令和 10 年度の目標値として設定した 35 頭を達成することを目指します。

## 第5章

### 目標達成に向けた具体的施策

課題を解決するため、プラン策定時に設定した具体的施策及び見直しにあたって追加した具体的施策について、着手時期を以下の区分で記載します。

**実施中**

プラン策定時にすでに実施中だった施策

**A**

令和6年度までに着手した施策

**B**

令和8年度までを目途に着手する施策

**C**

令和11年度までを目途に着手する施策

さらに具体的施策の実施内容を以下の分類で記載します。

◎

新規に取り組む施策

○

拡充する施策

△

プラン策定時に定めた着手時期より遅れている施策

## 1 動物愛護の普及啓発

子どもへの啓発に重点を置き、命ある犬猫を観察し、ふれあう機会を提供するなど、命の大切さを伝える教室事業を実施します。また、幅広い世代の動物愛護について関心・理解を深めるようにし、途切れることなく普及啓発を行います。

### これまでの経過

- 獣医師会と共催で実施する、「動物フェスティバル なごや」等のイベントで普及啓発を行っています。
- 動物愛護推進員により、地域での普及啓発が行われています。
- 動物愛護法の改正により、愛護センターにおける動物取扱業に対する監視指導業務等が増大しています。
- 愛護センターで実施していた「ふれあい教室」と「いのちの教室」を、令和2年6月から名古屋市人とペットの共生サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）が実施しています。

### 課題

- 子どもから高齢者まで、幅広い世代に興味をもってもらえる効果的な啓発が必要です。
- 動物アレルギー等、犬猫とふれあうことが出来ない子どもたちも参加できる教室とその手法の検討が必要です。
- より身近で効果的な普及啓発ができるイベント等の検討が必要です。
- 動物愛護推進員の育成を引き続き進め、地域等での活動を推進するとともに、定期的なフォローアップ等を図っていく必要があります。
- ペットを飼っている人と飼っていない人が、人とペットの共生に向けて、それぞれの気持ちを理解するための取り組みが必要です。



## 具体的施策

| 項目                      | 着手時期                | 実施内容                                                                                                                    |
|-------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 犬猫の気持ちを考えたふれあい方の啓発      | 実施中<br><br>A        | 愛護館で保護猫等により、衛生対策や犬猫の気持ちを考えた適切なふれあい方を啓発<br>令和2年6月からは、サポートセンターが出張型の教室を実施                                                  |
| いのちの教室の実施               | A<br><br>A          | 子どもたちが直接動物とふれあうことで、命の大切さを体験しながら動物愛護や適正飼養について学ぶ「いのちの教室」の実施回数を増加<br>VR（仮想現実）技術、ぬいぐるみ等を活用した動物アレルギーのある子どもにも対応可能な「いのちの教室」を開催 |
| 犬猫についての理解を深める事業の実施      | A<br><br>C          | 動物を飼っていない市民を含む多くの方を対象とした、犬猫についての理解を深めるための講演会を実施<br>◎ 苦情等の内容に着目し、全ての市民の間にペットに対する多様な考え方や気持ちがあることへの理解を進める取り組みを推進           |
| ボランティアと協力した啓発           | A<br><br>A<br><br>A | 犬猫を同伴して教室実施に協力する「動物ふれあいボランティア」の編成<br>動物愛護推進員や動物ふれあいボランティアの育成<br>ボランティアから、事業のアイデアを募集し協働実施する仕組みを検討                        |
| 名古屋市人とペットの共生サポートセンターの設置 | A                   | 委託による動物愛護普及啓発事業を推進するセンターを設置                                                                                             |
| 多様な啓発媒体の活用              | A                   | 子どもから高齢者まで、幅広い世代に対応した動物愛護に対する関心・理解を深めるための啓発資料、ウェブサイト、SNSの活用等を検討                                                         |
| 動物愛護週間行事の実施             | A                   | 動物愛護週間における動物愛護の普及啓発を図るイベントのあり方を検討                                                                                       |

## 2 飼主等への指導啓発

法令に基づき危害や迷惑防止について、適正な飼養頭数、飼猫の室内飼育等の啓発指導、正しいしつけ方を普及させるためのしつけ方教室等を実施します。

また、名古屋市区政協力委員や保健環境委員をはじめとする地域住民、ペット関係事業者、動物愛護推進員、譲渡ボランティアと連携して適正飼養や動物愛護の普及啓発などを行います。さらに、望まない繁殖を防止するため犬猫への避妊去勢手術の実施とマイクロチップ装着による所有明示を推進します。

### これまでの経過

- 避妊去勢手術の補助対象に飼犬を追加し、獣医師会とともに、飼犬・飼猫への避妊去勢手術費用や、飼犬・飼猫への所有明示のためのマイクロチップの装着に要する費用の一部補助を行っています。
- 愛護センターが、周囲に迷惑をかけないことや、飼犬と楽しく暮らすことを目的とした、「犬のしつけ方教室」等を実施しています。
- 保健センターが、地域住民と協働で、適切に飼犬のフンを処理するよう「イエローチョーク作戦」や各種キャンペーンを実施しています。
- 保健センターとサポートセンターが、大規模地震等の発生時のペットとの同行避難に備え、普段からペットに対して必要なしつけを行うことや、同行避難に必要な物品の備えなどについて啓発しています。
- 高齢者福祉施設等で終生飼養など適正飼養についてのリーフレットを配布し、病気療養等でペットを飼えなくなった場合に備え、健康なうちから身近な方やサポートセンターに相談するよう啓発しています。
- 動物愛護推進員が、地域で適正飼養への啓発を行うとともに、飼主からの各種相談に対応しています。
- 保健センターが、散歩前に飼犬を自宅や自宅敷地内で排せつさせることや、こう傷事故の防止、飼猫の室内飼育などについて、冊子やリーフレットを活用した啓発を行っています。
- サポートセンターでは、ペットの飼育に不安や悩みを抱えている飼主から相談を受け付け、終生飼養などの飼主責任が全うできるよう支援を行っています。
- 保健センターが、人への危害や迷惑防止等について飼主への個別指導を実施しています。



イエローチョーク作戦  
ポスター

## 課題

- 動物愛護法の改正で、販売される犬猫へのマイクロチップ装着が義務化された中で、すでに販売等がなされ飼育されている犬猫に対してもその装着を推進していく必要があります。
- 令和 5 年度に実施した市民アンケートでは、31.8%の市民が「犬猫による迷惑を感じている」と回答するなど、近年その割合が横ばいに推移している中で、実効性のある新たな施策の実施が必要となっています。
- 多数の犬猫を飼育する飼主を、本市動物愛護条例に基づく届出により把握し、相談支援や必要な指導を行うことが重要です。
- 大規模地震等の発生時にペットを同行した市民が円滑に避難し、避難所において周囲の理解を得て過ごすことができるよう、啓発を継続する必要があります。
- 犬猫の引取り依頼の中で、高齢の飼主の病気療養や施設入所等を理由とする事例の割合が多くなっています。
- ウサギ、モルモットのほか、ヘビ、カメなどの爬虫類等、犬猫以外のペットの飼育への相談や対応も課題となっています。
- 動物愛護推進員が引き続き、地域で信頼され身近な相談先となるよう、育成やスキルアップに向けて、より充実した仕組みが必要です。



犬のしつけ方教室

## 具体的施策

| 項目                | 着手時期 | 実施内容                                                  |
|-------------------|------|-------------------------------------------------------|
| 所有明示の推進           | 実施中  | 犬猫への確実な所有明示方法として有効なマイクロチップ装着に要する費用の助成制度を実施            |
| 適正飼養に関するガイドラインの作成 | A    | 適正飼養に関するガイドラインの作成と、それに基づいた適正飼養の効果的な啓発方法を検討            |
| 法令等に基づいた指導啓発の強化   | A    | 適切な飼養頭数、多頭飼育の届出制度の内容、飼猫の室内飼育、飼犬への正しいしつけ等の指導啓発を強化推進    |
|                   | B    | ○ 飼主に必要な情報を着実に届けることに重点をおいた新たな啓発方法を検討                  |
| しつけ方等の教室の実施       | A    | 犬のしつけ方等の教室を充実                                         |
| 適正飼養に向けた飼主支援      | 実施中  | ペットの飼育に不安を抱える飼主からの相談と必要な支援を実施                         |
|                   | A    | 終生飼養が困難となった場合の新たな飼主探しを支援する仕組みを検討                      |
|                   | B    | ◎ 複合的な課題を抱える飼主（※）を支援するため、福祉関係者との連携強化に向けて、情報共有のあり方を検討  |
| 避妊去勢手術の推進         | A    | 望まない繁殖の防止と問題行動による迷惑防止のため、飼犬・飼猫への避妊去勢手術費用の助成制度を推進      |
| 高齢者への啓発の推進        | B    | ○ 高齢者向けセミナーやイベントで、終生飼養や病気・入院等に備えた準備に関する効果的な啓発や講習等を実施  |
| 地域住民と協力した啓発の実施    | 実施中  | 地域住民の協力のもと、飼主のマナーアップキャンペーンやイエローチョーク作戦等の取り組みを実施        |
| 災害に備えた啓発等の実施      | 実施中  | リーフレット等を活用し、日頃の備えや避難時の心構え等について広く市民（飼主、避難所運営者等）への啓発を実施 |
|                   | B    | ◎ ペットと飼主と一緒に避難できる場所や一時預け先の確保など、事業者等の協力で推進             |

|                     |   |                                                    |
|---------------------|---|----------------------------------------------------|
| 動物愛護推進員と協力した啓発の実施   | A | 地域での相談等に的確に対応できるよう動物愛護推進員育成事業を充実                   |
|                     | C | △ 動物愛護推進員の増員を検討                                    |
| 犬猫以外のペットに関する相談対応の強化 | C | ○ ウサギ、モルモット、爬虫類等、犬猫以外のペットについて関係部局と連携した相談対応体制の構築を検討 |
|                     | C | ○ 愛護センター等職員の犬猫以外のペットに関する知識向上                       |

※ 介護、障害、子ども、生活困窮といった分野別の支援だけでは対応しきれないような生活課題を抱えた飼主を指します。



### 3 ペット関係事業者との連携

ペット関係事業者が飼主への啓発や相談の窓口となるよう、本市の取り組みを共有する仕組みを充実するとともに、本市に協力する事業者を広く募集します。また、獣医師や動物取扱業者と連携した教室事業を実施し、飼主が抱える問題解決の支援を行います。

#### これまでの経過

- 行政、獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業団体、地域団体等で構成される「名古屋市人とペットの共生推進協議会」を開催し、意見の聴取を行っています。
- 獣医師会と協働・共催により、狂犬病予防集合注射、避妊去勢手術等の補助及び動物愛護週間行事など、動物愛護管理に関する様々な事業を行っています。
- 愛護センターがペットショップ等の第一種動物取扱業者（※1）に加え、第二種動物取扱業者（※2）に対しても、動物の適正飼養、施設の適切な管理等について指導を行っています。
- 動物販売業者が法令に基づき、動物の販売時に、適正飼養や関係法令の遵守について飼主への啓発を図っています。
- 飼育に不安を抱える飼主へ適切なサービスを提供できる事業者を登録し、適切な相談先を飼主に紹介する「なごやペットパートナーシップ制度」を令和5年4月からサポートセンターが実施しています。

※1 動物の販売、保管等を業として行う者で、動物愛護法に基づき登録が必要です。また、事業所ごとに動物取扱責任者を選任する義務があります。

※2 飼養施設を設置し、営利を目的とせずに動物の譲渡等を行い、一定数以上の動物の取り扱いを行う者は動物愛護法に基づく届出が必要です。

#### 課題

- ペット関係事業者が、動物愛護や飼主のマナーについての普及啓発を行ったり、飼主の身近な相談の窓口となったりする等、引き続き行政と連携した取り組みを充実させる必要があります。



## 具体的施策

| 項目              | 着手時期 | 実施内容                                                            |
|-----------------|------|-----------------------------------------------------------------|
| ペット関係事業者との連携の推進 | A    | ペット関係事業者と、本市の動物愛護管理に関する取り組みを共有する仕組みを充実                          |
|                 | C    | ◎ 市の事業に協力する事業者を増やすことにつながる取り組みを検討                                |
|                 | 実施中  | 動物取扱業者への監視指導等を引き続き行い法令遵守の徹底を図るとともに、必要な情報を提供                     |
|                 | A    | 動物取扱業等登録管理システムを導入し、愛護センターが動物取扱業の監視指導等を強化できる体制を整備                |
|                 | A    | より効果的な動物取扱業者に対する研修のあり方と内容について検討                                 |
|                 | A    | 本市の取り組みに賛同し、店舗や動物病院で啓発や相談等を行うペット関係事業者の募集制度を検討                   |
|                 | A    | 問題行動等で困っている飼主へのアプローチとして動物行動学を専門とする獣医師や訓練業者と連携し、解決に取り組むための教室等を実施 |



動物愛護週間行事「動物フェスティバル」

## 4 殺処分ゼロに向けた取り組み

愛護センターには、やむをえずペットを飼うことができなくなった飼主からの引取り、迷子犬、自活不能猫及び路上で負傷した犬猫など、様々な理由により犬猫が収容されます。これらの収容された犬猫に対しては、動物愛護法等に基づき譲渡、返還、殺処分のいずれかを行うこととなりますが、殺処分を減少するためには、収容頭数の削減とともに、譲渡・返還頭数を増加させる取り組みの強化と継続が不可欠です。

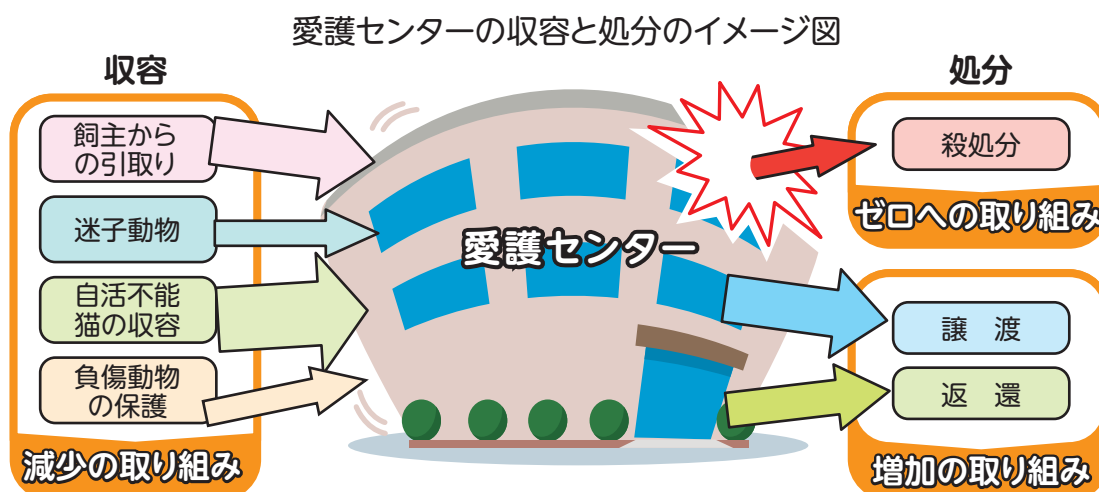
平成 30 年度の猫の収容頭数 1,299 頭のうち、飼主からの引取りは 434 頭（約 33.4%）で、そのうち多頭飼育崩壊を原因とする引取りは 207 頭（約 15.9%）でした。令和 5 年度の猫の収容頭数は 836 頭と減少傾向にありますが、飼主からの引取りは 242 頭（約 28.9%）で、そのうち多頭飼育崩壊を原因とする引取りは 56 頭（約 6.7%）と依然多い状況にあります。

また、他自治体が行った調査等を参考に推計すると、プラン策定時、市内には少なくとも 1 万 7,000 頭ののら猫が生息すると見込まれ、これらの猫が産んだ自活不能猫の平成 30 年度の収容頭数は 700 頭で収容頭数全体の約 53.9% を占めていました。令和 5 年度の収容頭数は 493 頭と平成 30 年度から減少しましたが、収容頭数全体の約 59% を占めています。さらに、猫の繁殖力は大変強く、健康なメス猫からは年間平均 10 頭前後の子猫が生まれます。

このような状況から、猫の収容頭数を削減させるためには、引き続き多頭飼育崩壊の防止と、のら猫の減少に向けた取り組みを重点的に行う必要があります。

収容されたすべての犬は、新たな飼主がみつかるまで粘り強く治療や訓練を行いながら飼育するという方針のもと、平成 28 年度には犬の殺処分ゼロを達成し継続しています。一方、収容頭数の多い猫については、令和元年度に猫の譲渡適性評価基準に従い、まずは愛護センターの獣医師が評価し、さらに外部の複数の獣医師の評価を得る制度を導入し、譲渡適性の評価を行っています。令和元年度には「理由なき殺処分ゼロ」を達成することができましたが、今後は、愛護センターに収容されるすべての犬猫の殺処分を行わないことを目指しています。

これらの犬猫の中には、譲渡までに治療や訓練のための長期収容が必要となる個体もいます。また、動物福祉に配慮した管理を行うためには十分な飼育環境の整備が必要です。そのため、収容スペースの拡充を含む愛護センターの機能強化をしてきましたが、できるだけ早期に譲渡ができるよう譲渡事業の充実を行う必要があります。



## （１）収容頭数削減に向けた取り組み

### ア のら猫問題への対応

のら猫による迷惑防止と収容頭数の削減を目指し、地域住民とボランティアの協力のもと地域猫活動を推進するとともに、のら猫のこれ以上の繁殖を防止するため、「TNR 活動（※）」を推進します。また、のら猫への給餌による生活環境の悪化に対しては規制を強化しつつ、のら猫を一定のルールのもと適切に管理する地域猫活動へ促します。加えて、遺棄を防止するための対策も行います。

※ のら猫を捕獲（Trap）し、避妊去勢手術を実施（Neuter）した後に元の場所に戻す（Return）活動です。猫の殺処分を減らすために、のら猫の頭数を抑制する人道的な方法として国内で広く行われており、アメリカやドイツ等でも動物保護団体の活動として定着しています。猫の管理を行う方がいない地域等の地域猫活動が困難な場所において、のら猫を減らす効果が期待されます。

### これまでの経過

- のら猫の増加による地域の環境問題を解決するため、自らの居住する地域でのら猫に避妊去勢手術を行った上で、フン・尿やエサの管理を行う、いわゆる「地域猫活動」を推進し、その避妊去勢手術費用を補助しています。
- 地域猫活動の実施にあたっては、エサの残さやフンの処理等を、周囲の生活環境に配慮して適切に管理するよう助言しています。
- より多くの猫に避妊去勢手術を実施するため、「TNR 活動」を推進し、その避妊去勢手術費用の一部を補助しています。
- 飼主に遺棄された疑いのある猫が、愛護センターに収容されています。

## 課題

- 猫の収容頭数をさらに減少させるためには、避妊去勢手術を継続して実施する必要があります。
- 地域猫活動において、住民だけでは技術的に実施が困難な地域や、猫の管理の負担が重いことを理由に活動する住民がいない地域があり、そのような地域への支援が必要です。
- 地域猫活動において、活動を希望しても合意形成が困難な地域への支援が必要です。
- 現在実施している地域猫活動において、継続して活動ができるよう、負担を軽減する支援を検討する必要があります。
- 遺棄された猫の屋外での繁殖を防ぐため、遺棄防止対策の強化を図る必要があります。
- のら猫への給餌が住民間のトラブルや、生活環境の悪化の原因となる事例があります。

## 具体的施策

| 項目                  | 着手時期 | 実施内容                                                                       |
|---------------------|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 地域猫対策の推進            | A    | 地域の環境問題を解決するため、地域猫活動の支援を充実                                                 |
|                     | A    | 課題が多い地域に動物愛護推進員等を派遣し、地域のコーディネーターとして、地域猫の個体把握や地域住民活動を支援                     |
|                     | A    | 地域でのコーディネートを行う、動物愛護推進員等を育成                                                 |
|                     | B    | ○ 地域猫活動を継続するために必要な支援を検討                                                    |
|                     | A    | AI（人工知能）やスマートフォンを活用した、のら猫の頭数把握等の支援ツールの導入を研究検討                              |
| TNR（のら猫への避妊去勢手術）の推進 | A    | 地域猫活動の推進に加え、のら猫の繁殖防止に着目した新たな事業を実施                                          |
| のら猫への給餌による迷惑の防止     | A    | のら猫の適切な取り扱いに関する本市のガイドラインを策定し、地域の生活環境の悪化につながる給餌への指導を強化する一方で、ガイドラインに沿った活動を支援 |
| 遺棄への対応              | 実施中  | 動物の遺棄が疑われる場合、警察に通報し捜査に協力                                                   |
|                     | A    | 警察やペット関係事業者、住宅管理事業者、地域団体等と連携したキャンペーンの実施を検討                                 |



愛護センターに收容された自活不能猫



## イ 多頭飼養問題への対応

令和2年10月から犬猫の多頭飼養届出制度を開始し、必要に応じ相談や早期の対応を行うほか、終生飼養が困難となった場合の譲渡の支援等を行います。また、関係部局と連携して多頭飼育崩壊の防止と早期解決を図ります。

### これまでの経過

- 猫の多頭飼育崩壊は、依然として毎年発生しています。
- 愛護センターには多数の犬猫を飼育する飼主等からの相談が多く寄せられており、今後も引取り頭数が増加する恐れがあります。

### 課題

- 多頭飼育事例の多くは、悪臭や鳴き声など周辺的生活環境の悪化に伴う近隣住民からの苦情によってはじめて探知されることが多く、事態が深刻化する前に把握し、相談支援や適切な指導が必要です。
- 病気療養、生活困窮状態など飼主自身で現状の改善が困難な事例では、問題が長期化する間に飼育頭数が増えてしまう傾向があります。
- 多頭飼育崩壊事例の多くで、ペットに必要な繁殖防止措置が実施されていませんでした。

### 具体的施策

| 項目                   | 着手時期 | 実施内容                                                |
|----------------------|------|-----------------------------------------------------|
| 多頭飼養届出制度の新設          | A    | 一定数以上の犬猫を飼育する飼主に届出義務を課し早期に把握することで相談支援や必要な指導を実施      |
| 避妊去勢手術の指導強化          | A    | ペットの繁殖防止措置について法令に基づいた指導を実施                          |
|                      | B    | ◎ 多頭飼育崩壊になる前に、飼主が確実に避妊去勢手術を実施できるよう、必要な支援について検討      |
| 関係部局の連携強化            | A    | 関係部局が連携を密にし、情報共有及び必要な支援を行う体制を整備                     |
|                      | C    | △ 動物の生態に関する職員研修の実施を検討                               |
| 多頭飼育崩壊の防止や早期解決に向けた対応 | A    | 飼主からの依頼により多頭飼育に関する相談や専門職員の派遣を行うとともに、新たな飼主探しなどの支援を実施 |



## （２）譲渡頭数増加に向けた取り組み

### ア 譲渡事業の推進

収容した犬猫の譲渡適性を高めることに努め、譲渡ボランティアと協力し譲渡を推進します。収容頭数の多い猫については、譲渡適性の評価を行い、譲渡により適した猫から譲渡を行います。また、獣医師会の協力のもと避妊去勢手術等については、犬猫の譲受人と譲渡ボランティアへの支援を行うことで、適正飼養と譲渡の推進を図ります。

### これまでの経過

- 愛護センターには、令和２年度までは年間 1,000 頭を超える猫の収容がありましたが、令和３年度以降は 800～900 頭と減少傾向にあります。
- 収容した猫は、譲渡適性の評価基準に基づいて獣医師による評価を行い、譲渡により適した猫から譲渡を行っており、犬は原則としてすべて新たな飼主が見つかるまで飼育しています。
- 犬猫ともに譲渡ボランティアを介した譲渡の割合が増加しています。
- ふるさと納税制度による「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」を募集し、愛護センターで治療や訓練を必要とする犬猫を長期飼養するほか、犬猫の譲渡ボランティアへ物資等の支援を行っています。
- 愛護センターでの犬猫の譲渡に加え、譲渡ボランティアへの支援として、ネコのバスやトレーラーハウスを活用し、区役所や商業施設等の身近な場所で譲渡会を開催し、多くの方に参加していただいています。
- 愛護センターでは、Facebook や Instagram などの SNS を活用した保護犬猫に関する情報発信を行っています。

### 課題

- 猫の収容頭数が多い中、動物福祉に配慮した飼養管理を行うためには、病気や人に馴れていないなどの理由で、譲渡までに長期間を要すると判断される猫についての取り扱いを検討する必要があります。
- 愛護センターに収容した犬猫の譲渡適性を高める取り組みを行う必要があります。
- 譲渡ボランティアとの協働を推進する一方で、過度な負担とならないよう支援が必要です。
- 譲受人が安心して飼育できるよう、健康管理等について身近な獣医師に相談できる仕組み（かかりつけ動物病院）が必要です。

- 寄附金を活用した取り組みを継続実施していくためには、毎年度一定額以上の寄附金を募る必要があります。
- 猫の収容頭数のうち成猫が占める割合が大きく、譲渡までにかかる日数が長くなっています。

## 具体的施策

| 項目              | 着手時期     | 実施内容                                               |
|-----------------|----------|----------------------------------------------------|
| 猫の譲渡適性の評価       | 実施中      | 猫について当面の目標である「理由なき殺処分ゼロ」達成を目指し、外部の獣医師による譲渡適性の評価を実施 |
| 譲渡適性の向上         | A        | 収容した犬猫に治療や訓練（馴化）等を行うためのマニュアルを作成                    |
|                 | A        | 獣医師会の協力のもと、収容した犬猫の避妊去勢手術や愛護センターでは治療困難な負傷犬猫の治療を実施   |
|                 | B        | ◎ ボランティアの協力のもと馴化を実施                                |
| 譲渡ボランティアへの支援の強化 | A        | 必要な物資の提供や保護犬猫の適正管理等に関する講習会開催等による支援を実施              |
|                 | A        | ボランティア間の交流会等の実施                                    |
|                 | A        | 動物愛護法の改正を踏まえ譲渡ボランティアに譲渡する動物にマイクロチップを装着             |
|                 | A        | 譲渡会により多くの譲渡希望者が来所するためのノウハウ等の調査検討                   |
| 犬猫の譲受人への支援      | A        | 身近な獣医師に相談できる仕組み（かかりつけ獣医師）づくりに向けた検討                 |
| 寄附金の継続した募集      | A        | SNS の活用など寄附金のより効果的な募集方法等を外部の専門家に委託し検討              |
|                 | A        | 寄附者への寄附金の活用先と目標の達成状況等のフィードバックの充実                   |
|                 | 実施中<br>A | 地下鉄広告などを活用した広報を実施<br>協賛企業の募集                       |

| 項目          | 着手時期 | 実施内容                                                    |
|-------------|------|---------------------------------------------------------|
| 譲渡事業の<br>広報 | 実施中  | SNS を活用した保護犬猫に関するタイムリーな情報発信                             |
|             | A    | より効果的な広報手法等を外部の専門家のアドバイスを受けながら検討                        |
|             | A    | 犬猫の譲渡を受けた飼主と譲受けを検討中の方とが交流することで、保護犬猫についての理解を深めるための里親会を開催 |
| 譲渡会の実施      | 実施中  | 愛護センターが猫の譲渡会を毎日開催                                       |
|             | A    | サポートセンターが身近な場所での譲渡会を定期的に行う                              |
|             | B    | ◎ 成猫の譲渡を進めるため、新たな形での譲渡会を検討                              |

## イ 動物愛護センターの機能強化

犬猫の殺処分ゼロの目標達成に向けて、長期的又は一時的な収容頭数の増加にも対応できるよう、愛護センターの収容能力を確保し、動物の福祉にも配慮した犬猫の飼養管理を行います。また、譲渡や飼育に不安を抱える飼主の相談先としての役割等のさらなる周知を図ることで、保護犬猫についての理解を広げ、譲渡を推進するとともに適正飼養を推進します。

### これまでの経過

- 令和 5 年度に実施した市民アンケートでは、約 45%が愛護センターを知っており、事業別では譲渡会の認知率は高く約 90%でした。しつけなど犬猫の飼育や、いなくなった時の相談先としての認知率はそれぞれ約 16%と約 24%にとどまっています。
- 犬については、子犬の収容はほとんどなく、高齢、持病、咬み癖など、飼育にあたって注意が必要など、治療や訓練に時間をかける必要のある成犬の収容が多くなっています。
- 猫については、多頭飼育崩壊の増加に伴い、人馴れしていない猫や治療が必要な猫など、譲渡までに時間を要する、成猫の収容が特に多くなっています。
- 多頭飼育崩壊により数十頭にも及ぶ多数の犬猫が一度に収容されるほか、春から夏にかけては、新たに産まれた多くの自活不能猫が収容されています。
- 猫の多頭飼育崩壊による一時的な引取り頭数の増加や、人への馴化、治療などによる長期間の飼育に対応するため、令和 4 年 6 月に新たな猫の飼育施設「にゃごうーレ」を設置しました。
- 愛護センターを飼主がいない犬猫を殺処分する施設から、新たな飼主へと命をつなぐ施設へと転換するにあたり、従来の引取り手数料の考え方をこれに合うように見直しました。

### 課題

- 愛護センター事業についてより多くの市民に周知する必要があります。
- 収容された多数の犬猫の飼養管理にあたっては、動物福祉に配慮することが求められています。
- 多くの市民が訪れやすい動物愛護管理の拠点として、殺処分ゼロの達成後を見据えた今後の施設や事業について検討する必要があります。



愛護センター外観



にゃごラレー

## 具体的施策

| 項目                  | 着手時期         | 実施内容                                                                                            |
|---------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 愛護センターの犬猫の収容スペースの拡充 | 実施済<br><br>A | 愛護センター管理棟の殺処分機を撤去したスペースに新たな収容場所を整備<br>多頭飼育崩壊などによる犬猫の収容頭数の急増に対応するため、一時収容施設を設置                    |
| 愛護センターの事業の周知        | A<br><br>A   | 「サテライト動物愛護センター事業」の実施による保護犬猫に関する情報発信と、犬猫のしつけなど飼育に関する相談受付<br>犬猫の譲渡を受けた飼主が情報発信や交流を深めるウェブサイトの開設等を検討 |
| 犬猫の引取り手数料の改定        | A            | 犬猫を新しい飼主へ譲渡・飼養することを前提とした手数料に改定                                                                  |

| 項目           | 着手時期     | 実施内容                                                            |
|--------------|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 職員の知識・技術の向上  | C<br>実施中 | △ 動物福祉（※）に関する職員研修の実施を検討<br>職員がマニュアルに沿って一貫した収容動物の飼養管理が行えるよう研修を実施 |
| 今後の愛護センターの役割 | C        | ◎ 殺処分ゼロの達成後を見据えた、今後の愛護センターに求められる役割について検討                        |

※ 動物福祉は、動物の立場に立ってその生活の質を高める行為、動物に強いる犠牲を少しでも軽減するための待遇改善を中核とする行為であるなどと言われているもので、「5つの自由」を基本とする考え方

○ 5つの自由

- ① 飢え・渇きからの自由
- ② 不快からの自由
- ③ 痛み・負傷・病気からの自由
- ④ 恐怖・抑圧からの自由
- ⑤ 本来の行動がとれる自由



## 資料編

### 1 市民アンケート（令和元年度実施）の結果

【問1】あなたは、動物が好きですか。（○は1つだけ）

- |            |         |               |         |
|------------|---------|---------------|---------|
| 1. 好き      | (54.7%) | 2. どちらかと言えば好き | (21.9%) |
| 3. どちらでもない | (15.3%) | 4. どちらかと言えば嫌い | (5.1%)  |
| 5. 嫌い      | (1.6%)  |               |         |

【問2】あなたは、現在ペットとしてどんな動物を飼っていますか。（○はいくつでも）

|        |          |         |           |         |          |
|--------|----------|---------|-----------|---------|----------|
| 1. 犬   | } →【問3】へ | (13.3%) | 6. ハムスター  | (1.0%)  | } →【問7】へ |
| 2. 猫   |          | (8.7%)  | 7. うさぎ    | (0.7%)  |          |
| 3. 魚類  | } →【問7】へ | (6.1%)  | 8. その他    | (1.9%)  |          |
| 4. 鳥類  |          | (2.4%)  | (具体的に：)   |         |          |
| 5. は虫類 |          | (1.2%)  | 9. 飼っていない | (52.8%) |          |

【問3】《問2で、「1」または「2」と回答した方（犬または猫を飼っている方）におたずねします。》

犬・猫を飼っている場所と、普段、主にフンをさせている場所を教えてください。  
（飼っている犬・猫それぞれについて、該当する番号に1つだけ○をつけてください。）

|   | 飼っている場所           | 主にフンをさせている場所             |
|---|-------------------|--------------------------|
| 犬 | 1. 室内のみ (77.7%)   | 1. 自宅に設置した犬専用トイレ (51.5%) |
|   | 2. 室内及び屋外 (14.6%) | 2. 自宅の敷地内 (10.8%)        |
|   | 3. 屋外のみ (6.2%)    | 3. 公園、道路、空地 (31.5%)      |
|   |                   | 4. その他（具体的に：） (0.0%)     |
| 猫 |                   | 5. どこでしているかわからない (0.0%)  |
|   | 1. 室内のみ (85.9%)   | 1. 自宅に設置した猫専用トイレ (88.2%) |
|   | 2. 室内及び屋外 (11.8%) | 2. 自宅の敷地内 (2.4%)         |
|   | 3. 屋外のみ (2.4%)    | 3. 公園、道路、空地 (0.0%)       |
|   |                   | 4. その他（具体的に：） (1.2%)     |
|   |                   | 5. どこでしているかわからない (0.0%)  |

【問4】《問2で、「1」または「2」と回答した方（犬または猫を飼っている方）におたずねします。》

飼っている犬猫に避妊または去勢手術をしていますか。（○は1つだけ）

- |                |         |               |        |
|----------------|---------|---------------|--------|
| 1. すべての犬猫にしている | (69.1%) | 2. 一部の犬猫にしている | (2.9%) |
| 3. していない       | (18.6%) | 4. わからない      | (0.0%) |

【問5】《問4で、「2. 一部の犬猫にしている」「3. していない」と回答した方におたずねします。》

避妊去勢手術をしていない理由はなんですか。（○はいくつでも）

- |                     |         |             |         |
|---------------------|---------|-------------|---------|
| 1. 繁殖する機会がない        | (54.5%) | 2. かわいそうだから | (22.7%) |
| 3. 手術費用が高い          | (13.6%) | 4. 子を産ませたい  | (4.5%)  |
| 5. 今後する予定が決まっている    | (0.0%)  | 6. 面倒だから    | (4.5%)  |
| 7. 手術をするメリットがない     | (13.6%) | 8. わからない    | (2.3%)  |
| 9. その他（具体的に：      ） | (31.8%) |             |         |

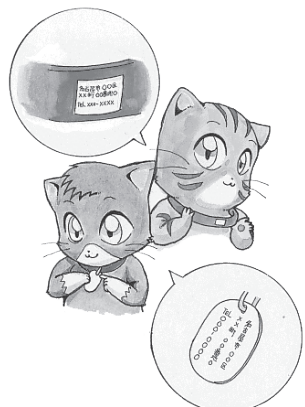
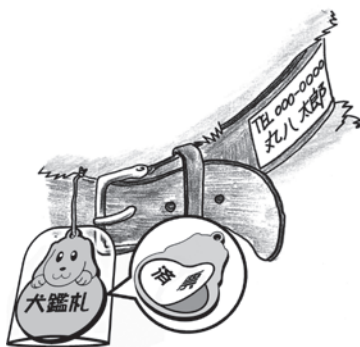
【問6】《問2で、「1」または「2」と回答した方（犬または猫を飼っている方）におたずねします。》

飼っている犬猫に飼主の氏名や連絡先がわかるものを装着していますか。

（○はいくつでも）

- |               |         |                     |         |
|---------------|---------|---------------------|---------|
| 1. 鑑札         | (10.8%) | 2. 迷子札              | (5.4%)  |
| 3. 連絡先を記載した首輪 | (9.3%)  | 4. マイクロチップ※         | (25.0%) |
| 5. 装着していない    | (54.4%) | 6. その他（具体的に：      ） | (1.0%)  |

※マイクロチップとは、専用の注射器で皮膚の下に埋め込む動物の個体識別ができる器具です。



マイクロチップ

【問7】あなたは、ペットに関する情報を主にどこで見聞きすることが多いですか

(○は3つまで)

|                               |         |                             |         |
|-------------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| 1. テレビ                        | (68.4%) | 2. ラジオ                      | (3.9%)  |
| 3. 新聞                         | (20.6%) | 4. 雑誌・書籍                    | (10.7%) |
| 5. ホームページ                     | (11.5%) | 6. 家族・親族                    | (8.0%)  |
| 7. 動物愛護センター                   | (1.1%)  | 8. 保健センター                   | (0.3%)  |
| 9. 動物取扱業（ペットショップ、トリミングショップなど） | (15.3%) | 10. 動物病院                    | (12.3%) |
| 11. 行政の刊行物（広報なごや、リーフレットなど）    | (6.2%)  | 12. SNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス） | (20.3%) |
| 13. その他（具体的に：　　）              | (3.1%)  |                             |         |
| 14. 特にない                      | (9.8%)  |                             |         |

【問8】あなたは、現在犬による迷惑を感じていますか。(○はいくつでも)

|                    |         |                  |        |
|--------------------|---------|------------------|--------|
| 1. 鳴き声がうるさい        | (11.1%) | 2. 悪臭がする         | (2.3%) |
| 3. ふん尿の放置          | (28.1%) | 4. 病気をうつされる心配がある | (2.0%) |
| 5. 毛が飛んでくる         | (3.6%)  | 6. 犬の放し飼い        | (4.3%) |
| 7. その他（具体的に：　　）    | (2.7%)  |                  |        |
| 8. 特に迷惑を感じていることはない | (61.6%) |                  |        |

【問9】あなたは、現在猫による迷惑を感じていますか。(○はいくつでも)

|                     |         |                  |         |
|---------------------|---------|------------------|---------|
| 1. 鳴き声がうるさい         | (13.0%) | 2. 悪臭がする         | (6.4%)  |
| 3. ふん尿の放置           | (28.8%) | 4. 病気をうつされる心配がある | (3.9%)  |
| 5. 毛が飛んでくる          | (2.0%)  | 6. 自動車や植木などを傷つける | (7.5%)  |
| 7. ごみを荒らされる         | (12.2%) | 8. 猫の数が増えすぎている   | (10.5%) |
| 9. エサやりによるごみの散乱     | (6.2%)  |                  |         |
| 10. その他（具体的に：　　）    | (6.1%)  |                  |         |
| 11. 特に迷惑を感じていることはない | (50.6%) |                  |         |

【問10】あなたは、もし他人のペットやのら猫のことで困ったときにどのように対処しますか。(○はいくつでも)

|                  |         |                                    |         |
|------------------|---------|------------------------------------|---------|
| 1. 自分で解決する       | (21.4%) | 2. 近隣の方に相談する                       | (17.1%) |
| 3. 知人・友人に相談する    | (18.9%) | 4. 保健センターに相談する                     | (22.0%) |
| 5. 動物愛護センターに相談する | (12.9%) | 6. 警察に相談する                         | (7.0%)  |
| 7. 動物病院に相談する     | (7.0%)  | 8. 動物取扱業（ペットショップ、トリミングショップなど）に相談する | (2.7%)  |
| 9. どうしていいかわからない  | (34.8%) |                                    |         |
| 10. その他（具体的に：　　） | (5.7%)  |                                    |         |

【問 11】あなたは、お住まいの地域で屋外にいる猫を見かけますか。(〇は1つだけ)

- |              |         |            |         |
|--------------|---------|------------|---------|
| 1. よく見かける    | (38.9%) | 2. 時々見かける  | (45.0%) |
| 3. ほとんど見かけない | (12.1%) | 4. 全く見かけない | (2.9%)  |

【問 12】あなたは、のら猫にエサを与えることについてどう思いますか。

(〇は1つだけ)

- |              |         |                    |         |
|--------------|---------|--------------------|---------|
| 1. よいと思う     | (3.2%)  | 2. どちらかと言うとよいと思う   | (3.9%)  |
| 3. どちらとも言えない | (23.8%) | 4. どちらかと言うとよくないと思う | (25.2%) |
| 5. よくないと思う   | (42.6%) |                    |         |

のら猫を増やさない手段として、のら猫を捕獲(Trap)し、避妊去勢手術(Neuter)を施して、元のテリトリーに戻す(Return)という活動(TNR 活動)があります。

【問 13】あなたは、公園にいるのら猫を手術することについてどう思いますか。

(〇は1つだけ)

- |              |         |                    |         |
|--------------|---------|--------------------|---------|
| 1. よいと思う     | (54.1%) | 2. どちらかと言うとよいと思う   | (21.4%) |
| 3. どちらとも言えない | (18.0%) | 4. どちらかと言うとよくないと思う | (2.2%)  |
| 5. よくないと思う   | (3.1%)  |                    |         |

飼主のいない猫による迷惑を減らすために、ボランティアや地域の方々が避妊去勢手術をし、その猫が寿命を全うするまで、適切な餌やりやフン尿の始末などを地域で行う「なごやかキャットサポーター活動(地域猫活動)」を本市は推進しています。

【問 14】あなたがお住まいの地区で「なごやかキャットサポーター活動」が行われるとしたら、あなたは参加したいと思いますか。(〇は1つだけ)

- |              |         |                |         |
|--------------|---------|----------------|---------|
| 1. 積極的に参加したい | (1.1%)  | 2. できる範囲で参加したい | (18.8%) |
| 3. 参加したくない   | (44.1%) | 4. わからない       | (33.8%) |

【問 15】《問 14 で、「1」または「2」と回答した方（なごやかキャットサポーター活動に参加したい方）におたずねします。》

あなたは、「なごやかキャットサポーター活動」にどのような役割なら参加できると思いますか。（〇はいくつでも）

- |                    |         |            |         |
|--------------------|---------|------------|---------|
| 1. エサやり・片付け        | (51.8%) | 2. フン尿等の掃除 | (21.0%) |
| 3. 猫の保護            | (22.1%) | 4. 募金活動等   | (12.8%) |
| 5. 資金の寄付等          | (38.5%) | 6. 情報収集と報告 | (27.7%) |
| 7. その他（具体的に：     ) | (2.1%)  |            |         |

【問 16】あなたは、動物愛護センターという施設を知っていますか。

（〇は1つだけ）

- |                 |         |                  |         |
|-----------------|---------|------------------|---------|
| 1. はい ➡ 【問 17】へ | (69.3%) | 2. いいえ ➡ 【問 18】へ | (27.8%) |
|-----------------|---------|------------------|---------|

【問 17】《問 16 で、「1. はい」と回答した方におたずねします。》

あなたは、動物愛護センターが行う次の業務をご存知でしたか。

（〇はいくつでも）

- |                  |         |                   |         |
|------------------|---------|-------------------|---------|
| 1. 犬猫の譲渡会の開催     | (79.4%) | 2. 犬猫がいなくなった時の相談  | (24.7%) |
| 3. 犬猫に関わるトラブルの相談 | (27.1%) | 4. しつけなど犬猫の飼育の相談  | (27.1%) |
| 5. 動物愛護の啓発       | (47.8%) | 6. 犬猫が飼えなくなった時の相談 | (55.7%) |
| 7. いずれも知らない      | (7.2%)  |                   |         |

【問 18】動物愛護センターでは、飼えなくなった犬猫、迷子の犬などの新しい飼主を募集する譲渡会を行っています。あなたは、譲渡会がどのようなところで行われればより多くの犬猫に飼主が見つかると思いますか。（〇は1つだけ）

- |                   |         |                    |         |
|-------------------|---------|--------------------|---------|
| 1. 近隣の公共施設（区役所など） | (17.3%) | 2. 民間商業施設          | (43.4%) |
| 3. 動物愛護センター       | (9.1%)  | （ショッピングセンターなど）     |         |
| 4. わからない          | (16.1%) | 5. その他（具体的に：     ) | (3.3%)  |

【問 19】あなたは、犬猫の譲渡を受け飼主となる方に寄附金を活用した支援を行うとしたら、どのような支援がよいと思いますか。(〇はいくつでも)

|                |         |                |         |
|----------------|---------|----------------|---------|
| 1. 健康診断        | (43.5%) | 2. トリミングやシャンプー | (8.7%)  |
| 3. 予防接種        | (73.5%) | 4. 避妊去勢手術      | (58.3%) |
| 5. しつけ         | (29.4%) | 6. 専門家による訓練    | (12.3%) |
| 7. その他(具体的に: ) | (2.9%)  |                |         |

動物愛護センター愛護館は「人と動物のふれあいの場」として多くの方に親しんでいただく機会を提供するとともに、動物愛護とペットの適切な飼い方を普及啓発するための教室・イベントの開催などを行っています。

【問 20】あなたは、動物愛護センター愛護館に今後どのような事業に力を入れてほしいと思いますか。(〇は2つまで)

|                 |         |                    |         |
|-----------------|---------|--------------------|---------|
| 1. 犬猫の譲渡会の開催    | (43.1%) | 2. 犬猫の正しい飼い方の相談・教室 | (48.0%) |
| 3. 犬猫とのふれあい     | (12.0%) | 4. 子ども向けの動物愛護教室    | (15.2%) |
| 5. 動物愛護に関する情報発信 | (17.6%) | 6. 動物介在活動※         | (17.4%) |
| 7. わからない        | (13.0%) |                    |         |
| 8. その他(具体的に: )  | (3.9%)  |                    |         |

※動物介在活動とは、高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活性化等を期待して行う動物とのふれあい活動です。

名古屋市では、繁殖防止措置(避妊去勢手術)を行わなかったため犬猫が増えてしまい、犬猫の健康状態が悪化したり、騒音や悪臭など近隣の生活環境に影響が生じる、いわゆる多頭飼育崩壊が問題となっています。また、多頭飼育の飼主が飼育しきれなくなり、動物愛護センターに引取りを求める事例が増えています。

【問 21】あなたは、多頭飼育の飼主にどういったことが必要だと思いますか。

(〇はいくつでも)

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 1. 行政による早期の把握と指導が行える制度 | (60.9%) |
| 2. 避妊去勢手術費用の支援         | (34.0%) |
| 3. 行政が飼主に代わって避妊去勢手術を行う | (22.7%) |
| 4. 新たな飼主探しの支援          | (40.6%) |
| 5. その他(具体的に: )         | (8.3%)  |
| 6. わからない               | (10.3%) |



【問22】あなたは、人とペットが共に生きていく社会を築くためには、名古屋市の事業としてどのようなことを重点的に行うことが必要だと思いますか。

(○は2つまで)

- |                                                                              |         |
|------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. 広く市民に、動物愛護についての意識を高めるような啓発をする                                             | (17.7%) |
| 2. 地域の方々と協力し、動物による迷惑行為を防ぐような対策を推進する<br>(地域住民との協働による地域猫活動やイエローチョーク作戦(※)の実施など) | (25.0%) |
| 3. 飼主の自覚を促すような啓発をする(人に迷惑をかけないように促すなど)                                        | (30.1%) |
| 4. 飼主等の迷惑行為に対する指導や規制を強化する<br>(犬の放し飼いやのら猫へのエサやりなど)                            | (37.9%) |
| 5. 動物を扱う業者との連携を強化する                                                          | (9.9%)  |
| 6. 正しい飼い方をするための飼主支援を充実させる                                                    | (14.4%) |
| 7. のら猫対策を強化する(のら猫の繁殖防止など)                                                    | (21.6%) |
| 8. 民間組織やボランティアとの連携を強化する                                                      | (8.4%)  |
| 9. 犬猫の譲渡事業を推進する(身近な場所での譲渡会の開催など)                                             | (17.4%) |
| 10. その他(具体的に： )                                                              | (4.4%)  |
| 11. わからない                                                                    | (5.0%)  |

※イエローチョーク作戦とは、犬のフン害防止対策として、放置された犬のフンの周りを黄色のチョークで囲み、日時を書くことによって放置した飼主に、困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える方法です。

最後に、アンケートを統計的に分析するために、あなた自身のことについておたずねします。（この質問によって個人が特定されることはありません。）

F1 性別（○は1つだけ）

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1. 男性 | (42.5%) | 2. 女性 | (57.5%) |
|-------|---------|-------|---------|

F2 年代（平成31年4月1日時点）（○は1つだけ）

|          |         |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 10歳代  | (1.7%)  | 2. 20歳代 | (8.1%)  | 3. 30歳代 | (14.2%) |
| 4. 40歳代  | (20.2%) | 5. 50歳代 | (17.7%) | 6. 60歳代 | (17.3%) |
| 7. 70歳以上 | (20.8%) |         |         |         |         |

F3 住居形態（○は1つだけ）

|               |         |                                     |         |
|---------------|---------|-------------------------------------|---------|
| 1. 戸建て        | (49.3%) | 2. ペット可の集合住宅                        | (19.5%) |
| 3. ペット不可の集合住宅 | (30.2%) | 4. その他（具体的に：                      ） | (0.0%)  |

F4 住居区（○は1つだけ）

|         |        |         |         |         |        |         |        |
|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|
| 1. 千種区  | (5.9%) | 2. 東区   | (3.1%)  | 3. 北区   | (6.4%) | 4. 西区   | (6.5%) |
| 5. 中村区  | (5.8%) | 6. 中区   | (3.2%)  | 7. 昭和区  | (5.3%) | 8. 瑞穂区  | (4.9%) |
| 9. 熱田区  | (2.9%) | 10. 中川区 | (9.7%)  | 11. 港区  | (5.4%) | 12. 南区  | (5.7%) |
| 13. 守山区 | (7.6%) | 14. 緑区  | (11.4%) | 15. 名東区 | (8.2%) | 16. 天白区 | (7.6%) |

## 2 計画の策定経過

計画の策定の参考とするため、以下のとおり意見聴取会、市民アンケート及び検討会を実施しました。

### (1) 意見聴取会

#### ア 譲渡ボランティア

- (ア) 対 象 名古屋市動物愛護センターから動物を譲り受けて飼養し、新たな飼主を探して譲渡するボランティア 28 名
- (イ) 実施日時 令和元年 5 月 10 日（金）18 時 30 分から 20 時 30 分
- (ウ) 実施場所 名古屋都市センター 14 階 第 2 会議室（中区金山町 1-1-1）
- (エ) 実施内容 民間事業者（ファシリテーター）の進行により、「人とペットの共生するまち・なごや」及び「猫の譲渡適性評価」について意見を聴取

#### イ 動物愛護推進員

- (ア) 対 象 名古屋市の動物愛護と正しい飼い方の普及啓発について協力するボランティア 45 名
- (イ) 実施日時 令和元年 5 月 21 日（火）14 時 00 分から 16 時 00 分
- (ウ) 実施場所 名古屋市動物愛護センター 2 階 ワンワン教室
- (エ) 実施内容 民間事業者（ファシリテーター）の進行により、「人とペットの共生するまち・なごや」について意見を聴取

### (2) 市民アンケート

- ア 対 象 住民基本台帳から無作為抽出した、名古屋市内に居住する 18 歳以上の者（外国人を含む）2,000 名
- イ 調査方法 郵送
- ウ 実施期間 令和元年 5 月 23 日（木）から令和元年 6 月 10 日（月）まで
- エ 調査結果 有効回答数 981 通（49.1%）

### (3) 名古屋市動物愛護管理推進計画策定等に関する検討会（令和元年 5 月設置）

#### ア 構成員と事務局

| 構成員 | 職名・役職等                                | 出席者名   |
|-----|---------------------------------------|--------|
|     | 名古屋市保健環境委員会代表<br>中村区保健環境委員会会長         | 浅井 秀子  |
|     | 愛知ペット事業組合長                            | 石原 幹章  |
|     | NPO 法人人と動物の共生センター理事長・獣医師              | 奥田 順之  |
|     | 岐阜大学応用生物科学部獣医学科客員准教授・弁護士              | 鈴木 智洋  |
|     | 広島大学 大学院統合生命科学研究科<br>陸域生物圏フィールド科学講座助教 | 妹尾 あいら |
|     |                                       |        |

|  |                                        |        |
|--|----------------------------------------|--------|
|  | 新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会顧問             | 高木 優治  |
|  | 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科<br>野生動物学研究室助教・獣医師   | 田中 亜紀  |
|  | ネスレ日本株式会社                              | 内記 利宏  |
|  | イオンペット株式会社                             | 松井 宏太  |
|  | 公益社団法人名古屋市獣医師会会長                       | 三浦 春水  |
|  | 上智大学大学院博士後期課程<br>法学研究科法律学（行政法）専攻       | 箕輪 さくら |
|  | 愛知県愛玩動物協会代表                            | 山本 厚   |
|  | 一般社団法人全国ペット協会専務理事<br>中央環境審議会動物愛護部会臨時委員 | 脇田 亮治  |

（敬称略、五十音順）

|     |                  |                   |
|-----|------------------|-------------------|
| 事務局 | 健康福祉局健康部食品衛生課    | 動物愛護センター          |
|     | 保健センター所長代表       | 健康福祉局障害福祉部障害企画課   |
|     | 健康福祉局生活福祉部保護課    | 健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 |
|     | 教育委員会事務局学校教育部指導室 | 住宅都市局住宅部住宅管理課     |
|     | 緑政土木局緑地部緑地管理課    | 緑政土木局東山総合公園       |

## イ 検討会の概要

|     | 日時                           | 内容                                                  |
|-----|------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和元年6月27日（木）<br>13:30～15:30  | 譲渡頭数増加に向けた取り組み<br>・動物愛護センターの機能強化<br>・譲渡事業の推進        |
| 第2回 | 令和元年7月23日（火）<br>13:30～15:30  | 収容頭数削減に向けた取り組み<br>・多頭飼育問題への対応                       |
| 第3回 | 令和元年8月21日（水）<br>13:30～15:30  | 収容頭数削減に向けた取り組み<br>・のら猫問題への対策                        |
| 第4回 | 令和元年9月20日（金）<br>13:30～15:30  | 動物の愛護及び管理の推進に関する取り組み<br>・飼主の指導<br>・動物愛護及び適正飼養の普及・啓発 |
| 第5回 | 令和元年10月24日（木）<br>13:30～15:30 | 検討会の意見まとめ<br>・名古屋市動物愛護推進計画案<br>・名古屋市動物愛護管理条例改正の考え方案 |

### 3 計画見直しの経過

計画の見直しの参考とするため、市民アンケート及び協議会を実施しました。

#### (1) 令和5年度市民アンケート

ア 対 象 住民基本台帳から無作為抽出した、名古屋市内に居住する 18 歳以上の者  
(外国人を含む) 2,000 名

イ 調査方法 郵送

ウ 実施機関 令和 5 年 10 月 13 日 (金) から令和 5 年 11 月 10 日 (金) まで

エ 調査結果 有効回答数 911 通 (45.6%)

#### <結果>

問1 あなたは、動物が好きですか。(〇は1つだけ)

- |   |            |         |
|---|------------|---------|
| 1 | 好き         | (53.2%) |
| 2 | どちらかと言えば好き | (26.1%) |
| 3 | どちらでもない    | (14.8%) |
| 4 | どちらかと言えば嫌い | (3.6%)  |
| 5 | 嫌い         | (1.9%)  |

問2 あなたのご家庭では、ペットとしてどんな動物を飼っていますか。(〇はいくつでも)

※あなたや、あなたを含むご家族で世話をしているペットについてお答えください。

- |   |              |         |           |
|---|--------------|---------|-----------|
| 1 | 犬 ⇒ 【問 3 〜】  | (14.3%) |           |
| 2 | 猫 ⇒ 【問 4 〜】  | (11.1%) |           |
| 3 | 魚類           | (6.9%)  |           |
| 4 | 鳥類           | (1.3%)  |           |
| 5 | は虫類          | (0.9%)  |           |
| 6 | ハムスター        | (0.7%)  |           |
| 7 | うさぎ          | (1.2%)  |           |
| 8 | その他 (具体的に: ) | (2.1%)  |           |
| 9 | 飼っていない       | (61.6%) | ⇒ 【問 9 〜】 |

《問2で1と答えた方（犬を飼っている方）におたずねします。》

問3 あなたのご家庭では、主にどこで犬にフンをさせていますか。（〇は1つだけ）

- |   |               |         |
|---|---------------|---------|
| 1 | 自宅に設置した犬専用トイレ | (54.6%) |
| 2 | 自宅の敷地内        | (9.2%)  |
| 3 | 公園、道路、空地      | (31.5%) |
| 4 | その他（具体的に： ）   | (1.5%)  |

《問2で2と答えた方（猫を飼っている方）におたずねします。》

問4 あなたのご家庭では、どこで猫を飼っていますか。（〇は1つだけ）

- |   |        |         |
|---|--------|---------|
| 1 | 室内のみ   | (96.0%) |
| 2 | 室内及び屋外 | (3.0%)  |
| 3 | 屋外のみ   | (0.0%)  |

《問2で2と答えた方（猫を飼っている方）におたずねします。》

問5 あなたのご家庭では、どこから猫をむかえ入れましたか。（〇はいくつでも）

- |   |                                                         |         |
|---|---------------------------------------------------------|---------|
| 1 | ペットショップ                                                 | (17.8%) |
| 2 | ブリーダー                                                   | (3.0%)  |
| 3 | 動物愛護センターなど行政の施設                                         | (5.9%)  |
| 4 | 動物愛護団体（譲渡会を含む）                                          | (12.9%) |
| 5 | 知人・友人から譲り受けた                                            | (17.8%) |
| 6 | 拾った・迷い込んできた                                             | (41.6%) |
| 7 | インターネットを経由して個人間で譲り受けた<br>（新たな飼主を募集するサイト・地域密着型掲示板サービスなど） | (1.0%)  |
| 8 | その他（具体的に： ）                                             | (9.9%)  |

《問2で1、2と答えた方（犬または猫を飼っている方）におたずねします。》

問6 あなたのご家庭では、犬猫が迷子になった場合に備え、どのような方法で飼主氏名や連絡先がわかるようにしていますか。（〇はいくつでも）

- |   |             |         |
|---|-------------|---------|
| 1 | 犬鑑札         | (15.6%) |
| 2 | 迷子札         | (5.2%)  |
| 3 | 連絡先を記載した首輪  | (10.0%) |
| 4 | マイクロチップ     | (36.4%) |
| 5 | 何もつけていない    | (41.1%) |
| 6 | その他（具体的に： ） | (1.3%)  |



《問2で1、2と答えた方（犬または猫を飼っている方）におたずねします。》

問7 あなたのご家庭では、飼っている犬猫に避妊または去勢手術をしていますか。

（○は1つだけ）

|   |             |        |         |
|---|-------------|--------|---------|
| 1 | すべての犬猫にしている | ⇒【問9へ】 | (74.0%) |
| 2 | 一部の犬猫にしている  |        | (4.8%)  |
| 3 | していない       |        | (13.0%) |
| 4 | わからない       | ⇒【問9へ】 | (0.4%)  |

▶《問7で2または3と答えた方におたずねします。》

問8 あなたのご家庭で飼っている犬猫に、避妊去勢手術をしていない理由はなんですか。（○はいくつでも）

|   |                        |         |
|---|------------------------|---------|
| 1 | 繁殖する機会がない              | (46.3%) |
| 2 | かわいそうだから               | (31.7%) |
| 3 | 手術費用が高い                | (17.1%) |
| 4 | 子を産ませたい                | (12.2%) |
| 5 | 今後手術する予定が決まっている        | (0.0%)  |
| 6 | 面倒だから                  | (0.0%)  |
| 7 | 手術をするメリットがない           | (4.9%)  |
| 8 | わからない                  | (4.9%)  |
| 9 | その他（具体的に：            ） | (17.1%) |

《すべての方におたずねします。》

問9 あなたが、現在犬によって迷惑に感じていることは何ですか。（○はいくつでも）

|   |                        |         |
|---|------------------------|---------|
| 1 | 鳴き声がうるさい               | (15.5%) |
| 2 | 悪臭がする                  | (4.4%)  |
| 3 | ふん尿の放置                 | (34.9%) |
| 4 | 病気をうつされる心配がある          | (2.2%)  |
| 5 | 毛が飛んでくる                | (5.6%)  |
| 6 | 犬の放し飼い                 | (5.6%)  |
| 7 | その他（具体的に：            ） | (4.3%)  |
| 8 | 特に迷惑を感じていることはない        | (51.0%) |

問 10 あなたが、現在猫によって迷惑に感じていることは何ですか。(○はいくつでも)

- |    |                 |         |
|----|-----------------|---------|
| 1  | 鳴き声がうるさい        | (9.5%)  |
| 2  | 悪臭がする           | (8.6%)  |
| 3  | ふん尿の放置          | (35.1%) |
| 4  | 病気をうつされる心配がある   | (4.3%)  |
| 5  | 毛が飛んでくる         | (4.1%)  |
| 6  | 自動車や植木などを傷つける   | (7.8%)  |
| 7  | ごみを荒らされる        | (10.8%) |
| 8  | 猫の数が増えすぎている     | (8.5%)  |
| 9  | エサやりによるごみの散乱    | (7.1%)  |
| 10 | その他(具体的に: )     | (7.2%)  |
| 11 | 特に迷惑を感じていることはない | (44.6%) |

問 11 あなたは、お住まいの地域で屋外にいる猫を見かけますか。(○は1つだけ)

- |   |           |         |
|---|-----------|---------|
| 1 | よく見かける    | (29.6%) |
| 2 | 時々見かける    | (45.1%) |
| 3 | ほとんど見かけない | (20.6%) |
| 4 | 全く見かけない   | (3.5%)  |

問 12 あなたは、「TNR 活動」を知っていましたか。(○は1つだけ)

- |   |                                           |         |
|---|-------------------------------------------|---------|
| 1 | 言葉も内容も知っていた                               | (12.2%) |
| 2 | 言葉は知っていたが、内容を理解していなかった                    | (3.2%)  |
| 3 | TNR 活動という言葉は知らなかったが、<br>そうした活動があることは知っていた | (38.9%) |
| 4 | 言葉も内容も知らなかった                              | (44.5%) |

問 13 あなたは、「地域猫活動」を知っていましたか。(○は1つだけ)

- |   |                                          |         |
|---|------------------------------------------|---------|
| 1 | 言葉も内容も知っていた                              | (19.5%) |
| 2 | 言葉は知っていたが、内容を理解していなかった                   | (14.1%) |
| 3 | 地域猫活動という言葉は知らなかったが、<br>そうした活動があることは知っていた | (15.0%) |
| 4 | 言葉も内容も知らなかった                             | (49.6%) |

問 14 あなたは、「地域猫活動」のうち、どの部分が最も大変そうだと思いますか。

(○は1つだけ)

|   |                          |         |
|---|--------------------------|---------|
| 1 | 地域住民の合意を形成すること※          | (26.9%) |
| 2 | のら猫を捕まえること               | (16.5%) |
| 3 | エサやりする場所・トイレを置く場所を見つけること | (7.7%)  |
| 4 | エサやり・トイレの片づけを毎日行うこと      | (28.4%) |
| 5 | エサ代を地域住民で負担すること          | (7.4%)  |
| 6 | その他（具体的に： )              | (1.4%)  |
| 7 | 特に大変そうだと思うことはない          | (3.0%)  |

※ここでいう合意とは、全員賛成ということではなく、静観する（活動を見守る）ことで意見が一致することを指します。

問 15 あなたは、千種区にある「名古屋市動物愛護センター」という施設を知っていましたか。(○は1つだけ)

1 知っていた (45.3%)  
2 知らなかった ⇒ 【問 17 へ】 (52.0%)

▶《問 15 で 1 と答えた方（知っている方）におたずねします。》

問 16 名古屋市動物愛護センターが行う次の業務のうち、あなたが知っている業務はどれですか。(〇はいくつでも)

|   |                |         |
|---|----------------|---------|
| 1 | 犬猫の譲渡          | (89.8%) |
| 2 | 犬猫がいなくなった時の相談  | (16.2%) |
| 3 | 犬猫に関わるトラブルの相談  | (17.2%) |
| 4 | しつけなど犬猫の飼育の相談  | (24.2%) |
| 5 | 動物愛護の啓発        | (42.9%) |
| 6 | 犬猫が飼えなくなった時の相談 | (37.5%) |
| 7 | いずれも知らない       | (4.1%)  |

《すべての方におたずねします。》

名古屋市動物愛護センターには、飼主からの引取り、迷子犬、親猫とはぐれた産まれたばかりの子猫、路上で負傷した犬猫など、様々な理由により犬猫が収容されます。犬と子猫の収容は減少傾向にあります。多頭飼育崩壊などによる成猫（おとなの猫）の収容は年々増加しており、本市では成猫の譲渡がなかなか進まないという課題を抱えています。

問 17 猫を譲り受けるとしたら、あなたのご家庭では子猫と成猫どちらを希望しますか。

（○は1つだけ）

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 1 子猫・成猫を問わず譲り受けたい ⇒【問20〜】        | (11.2%) |
| 2 子猫を譲り受けたい（成猫は譲り受けたくない） ⇒【問18〜】 | (12.6%) |
| 3 成猫を譲り受けたい（子猫は譲り受けたくない）         | (1.3%)  |
| 4 猫を譲り受けたくない ⇒【問19〜】             | (72.6%) |

《問 17 で2と答えた方（子猫を譲り受けたい方）におたずねします。》

問 18 あなたのご家庭で、そう答えた主な理由を教えてください。（○は1つだけ）

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 1 子猫から飼って成長を見守りたいから         | (67.8%)  |
| 2 成猫は人になつかなさそうだから           | (18.3%)  |
| 3 成猫より子猫の方が、先住動物と相性が良さそうだから | (11.3%)  |
| 4 その他（具体的に：                 | ） (2.6%) |

《問 17 で4と答えた方（猫を譲り受けたくない方）におたずねします。》

問 19 あなたのご家庭で、そう答えた理由を教えてください。（○は2つまで）

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| 1 猫が飼える住宅ではないから            | (27.5%)  |
| 2 自分や家族が猫アレルギーだから          | (19.4%)  |
| 3 十分に猫の世話ができないから（時間・労力）    | (27.1%)  |
| 4 飼育には費用が掛かるから             | (8.0%)   |
| 5 自分や家族の年齢を考えると、最期まで飼えないから | (20.1%)  |
| 6 猫との別れが辛いから               | (7.6%)   |
| 7 先住動物との相性が不安だから           | (6.7%)   |
| 8 猫が好きではないから               | (24.8%)  |
| 9 その他（具体的に：                | ） (7.4%) |

《すべての方におたずねします。》

問20 あなたは、人とペットが共に生きていく社会を築くためには、本市の事業として  
どのようなことを重点的に行うことが必要だと思いますか。(〇は2つまで)

|    |                                                             |         |
|----|-------------------------------------------------------------|---------|
| 1  | 広く市民に、動物愛護についての意識を高めるような啓発をする                               | (18.8%) |
| 2  | 地域の方々と協力し、動物による迷惑行為を防ぐような対策を推進する<br>(地域猫活動やイエローチョーク作戦の実施など) | (20.1%) |
| 3  | 飼主の自覚を促すような啓発をする(人に迷惑をかけないように促すなど)                          | (31.5%) |
| 4  | 犬の飼主の迷惑行為に対する指導や規制を強化する(犬の放し飼いなど)                           | (14.5%) |
| 5  | 猫の飼主等の迷惑行為に対する指導や規制を強化する<br>(周辺の生活環境の悪化につながるようなのら猫へのエサやりなど) | (20.4%) |
| 6  | 動物を扱う業者との連携を強化する                                            | (9.3%)  |
| 7  | ペットの飼育に不安を抱える飼主への支援を充実させる                                   | (6.5%)  |
| 8  | のら猫の繁殖防止対策を強化する(TNR活動支援など)                                  | (25.1%) |
| 9  | 民間組織やボランティアとの連携を強化する                                        | (10.4%) |
| 10 | 犬猫の譲渡事業を推進する(身近な場所での譲渡会の開催など)                               | (15.1%) |
| 11 | その他(具体的に： )                                                 | (4.0%)  |
| 12 | わからない                                                       | (5.5%)  |

最後に、アンケートを統計的に分析するために、あなた自身のことについておたずねします。（この質問によって個人が特定されることはありません。）

F1 性別（○は1つだけ）

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 男性 (37.9%) | 2 女性 (60.5%) | 3 その他 (0.1%) |
|--------------|--------------|--------------|

F2 年代（令和5年4月1日時点）（○は1つだけ）

|               |               |                |               |
|---------------|---------------|----------------|---------------|
| 1 10歳代(1.1%)  | 2 20歳代(7.2%)  | 3 30歳代(11.4%)  | 4 40歳代(13.5%) |
| 5 50歳代(17.3%) | 6 60歳代(19.1%) | 7 70歳以上(28.9%) |               |

F3 住居形態（○は1つだけ）

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 ペット可の戸建て (48.2%)  | 2 ペット不可の戸建て (4.8%)   |
| 3 ペット可の集合住宅 (15.0%) | 4 ペット不可の集合住宅 (28.4%) |
| 5 その他（具体的に： ）(1.3%) |                      |

F4 住居区（○は1つだけ）

|              |               |              |              |
|--------------|---------------|--------------|--------------|
| 1 千種区(7.9%)  | 2 東区 (3.0%)   | 3 北区 (7.4%)  | 4 西区 (6.5%)  |
| 5 中村区(5.8%)  | 6 中区 (3.3%)   | 7 昭和区(4.7%)  | 8 瑞穂区(4.8%)  |
| 9 熱田区(3.3%)  | 10 中川区(8.1%)  | 11 港区 (5.9%) | 12 南区 (5.7%) |
| 13 守山区(6.6%) | 14 緑区 (11.1%) | 15 名東区(7.5%) | 16 天白区(6.8%) |



## (2) 名古屋市人とペットの共生推進協議会の実施状況

### ア 構成員と事務局

|             |                                        |        |
|-------------|----------------------------------------|--------|
| 構<br>成<br>員 | 所属・役職等                                 | 氏名     |
|             | 愛知ペット事業組合<br>組合長                       | 石原 幹章  |
|             | NPO 法人人と動物の共生センター<br>理事長               | 奥田 順之  |
|             | ネスレ日本株式会社<br>ネスレ ピュリナ ペットケア マーケティング部   | 小幡 メグ  |
|             | 名古屋市保健環境委員会<br>副会長                     | 亀垣 伊都子 |
|             | 公募委員                                   | 佐橋 弘高  |
|             | 鈴木・久保田法律事務所<br>代表弁護士                   | 鈴木 智洋  |
|             | 元新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会<br>顧問        | 高木 優治  |
|             | 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科野生動物学研究室<br>特任教授     | 田中 亜紀  |
|             | 名古屋市動物愛護推進員                            | 中野 由里子 |
|             | イオンペット株式会社リテール事業本部東海支社<br>支社長          | 藤崎 恵弥  |
|             | 公益社団法人名古屋市獣医師会<br>会長                   | 三浦 春水  |
|             | 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会在宅福祉事業本部<br>在宅福祉事業本部長 | 三浦 岨美子 |
|             | 名古屋学院大学現代社会学部現代社会学科<br>准教授             | 水谷 香織  |
|             | 愛知県愛玩動物協会<br>代表                        | 山本 厚   |
|             | 一般社団法人全国ペット協会<br>専務理事                  | 脇田 亮治  |

(敬称略、五十音順)

|     |                      |                   |
|-----|----------------------|-------------------|
| 事務局 | 健康福祉局生活衛生部食品衛生課      | 動物愛護センター          |
|     | 保健センター代表             | 健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 |
|     | 健康福祉局健康部健康増進課        | 健康福祉局生活福祉部保護課     |
|     | 防災危機管理局地域防災課         | 住宅都市局住宅部住宅管理課     |
|     | 緑政土木局緑地部緑地管理課        |                   |
|     | 教育委員会事務局学校教育支援部義務教育課 |                   |

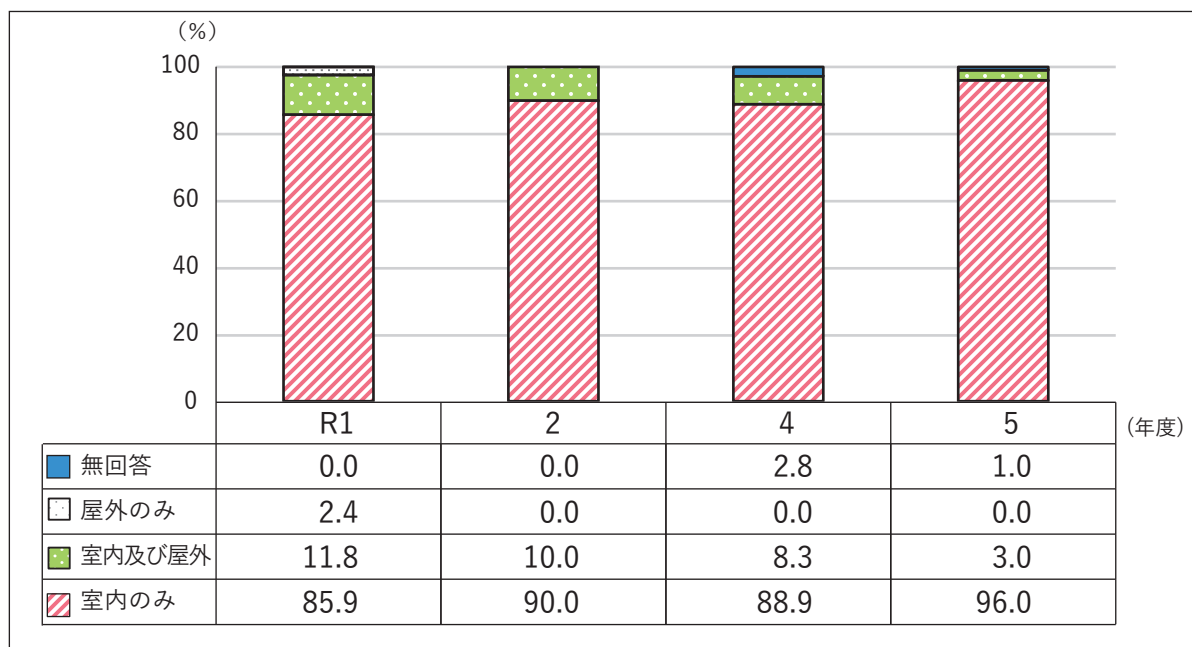
## イ 協議会の概要

|     | 日時                           | 内容                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和6年8月30日（金）<br>14：00～16：00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プランに基づく事業の実施状況、プラン見直しに向けた市民アンケート結果、課題に対応するための方針や施策を説明</li> <li>・プラン見直し原案の説明・意見聴取</li> </ul> |
| 第2回 | 令和6年10月31日（木）<br>14：00～16：00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回協議会を踏まえたプラン見直し中間案の説明・意見聴取</li> </ul>                                                     |
| 第3回 | 令和7年2月14日（金）<br>14：00～16：00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回、第2回協議会を踏まえたプラン中間見直し最終案の説明・意見聴取</li> </ul>                                               |

### (3) 統計資料

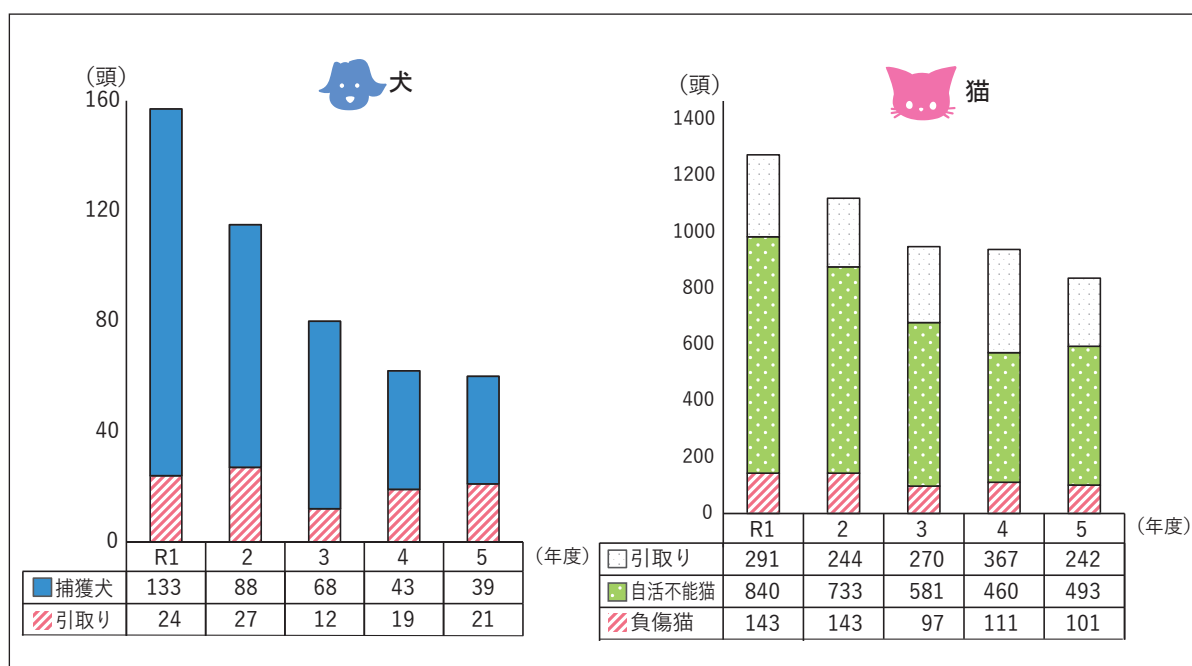
「第 1 章 計画の基本事項 2 本市の現状」に掲載している統計データについて、令和元年度から令和 5 年度までの数値をまとめました。

猫を飼っている場所（市民アンケート結果）



猫を室内で飼育する割合は増加傾向にあり、室内飼育が定着していると考えられます。

犬猫の収容頭数

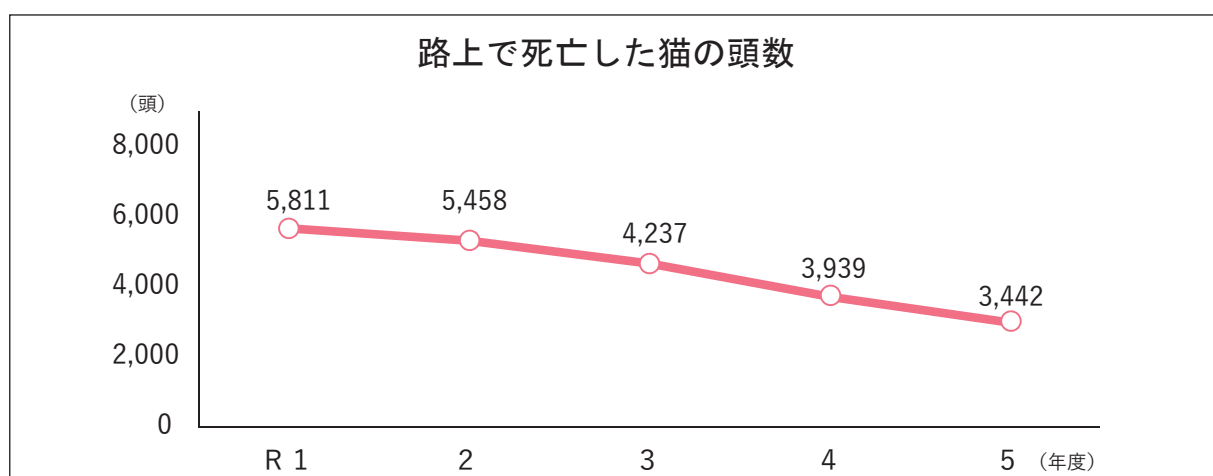


犬猫ともに収容頭数は減少傾向にあります。捕獲犬、自活不能猫の収容が減っている一方で、飼主からの引取りは令和元年度以降減っていません。

## 犬猫の引取り理由

|               | 犬 (頭) |       |       |       |       | 猫 (頭) |       |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度            | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 飼主が病気・死亡など    | 14    | 6     | 6     | 11    | 14    | 74    | 70    | 60    | 104   | 63    |
| 引越            | 5     | 9     | 2     | 7     | 2     | 12    | 17    | 59    | 50    | 43    |
| 飼育管理することができない | 1     | 4     | 2     | 0     | 2     | 45    | 15    | 59    | 130   | 86    |
| 迷惑をかける        | 1     | 0     | 1     | 0     | 0     | 5     | 0     | 0     | 0     | 1     |
| 家族が病気・アレルギー   | 1     | 4     | 0     | 0     | 2     | 1     | 2     | 10    | 1     | 2     |
| 攻撃的な性格        | 0     | 3     | 1     | 1     | 0     | 0     | 1     | 0     | 0     | 0     |
| 飼育費用負担ができない   | 2     | 1     | 0     | 0     | 1     | 9     | 18    | 0     | 8     | 3     |
| 計画外の繁殖        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 110   | 79    | 73    | 61    | 35    |
| その他           | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 35    | 42    | 9     | 13    | 9     |
| 合計            | 24    | 27    | 12    | 19    | 21    | 291   | 244   | 270   | 367   | 242   |

犬猫ともに飼主が病気や死亡などにより引き取られるケースが多く、猫では計画外に繁殖させてしまったり、のら猫を安易に拾ってきたり、飼主が高齢のため継続して飼育管理することができなくなるといった理由も多くなっています。

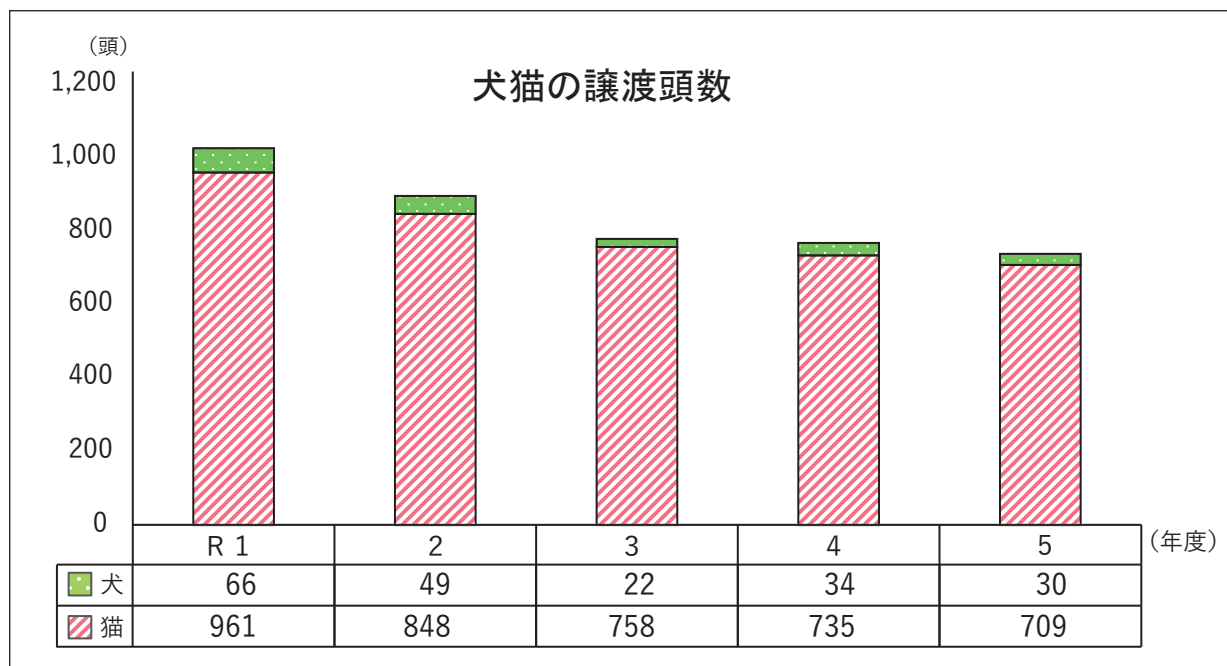


プランに沿った取り組みを開始した令和2年度以降も減少傾向にあり、市内に生息するのら猫が減少していることが考えられます。

## 多頭飼育崩壊による引取り数

|   |    | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 犬 | 件数 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|   | 頭数 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 猫 | 件数 | 7     | 3     | 5     | 11    | 2     |
|   | 頭数 | 120   | 66    | 85    | 239   | 56    |

猫の多頭飼育崩壊は依然として発生しており、愛護センターでは常時多数の成猫を飼育しています。



犬猫の収容頭数の削減に伴い、譲渡頭数は減少しています。収容した犬猫の譲渡を推進するため、SNS等を積極的に活用し周知するとともに、身近な場所での譲渡会を開催しています。

### いのちの教室の実施実績

|                    | 令和元年度 |      | 令和2年度 |      | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      |
|--------------------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
|                    | 開催回数  | 参加人数 | 開催回数  | 参加人数 | 開催回数  | 参加人数 | 開催回数  | 参加人数 | 開催回数  | 参加人数 |
| 小学校                | 0     | 0    | 0     | 0    | 2     | 61   | 0     | 0    | 1     | 29   |
| トワイライト<br>スクール・ルーム | 9     | 367  | 10    | 201  | 9     | 195  | 14    | 460  | 16    | 452  |
| その他                | —     | —    | 10    | 309  | 8     | 372  | 6     | 283  | 5     | 250  |

※ 令和元年度までは愛護センター、令和2年度からはサポートセンターが実施

子どもたちに命の大切さを伝える事業として、「いのちの教室」などの事業を引き続き実施しています。

## 犬猫に関わる苦情件数



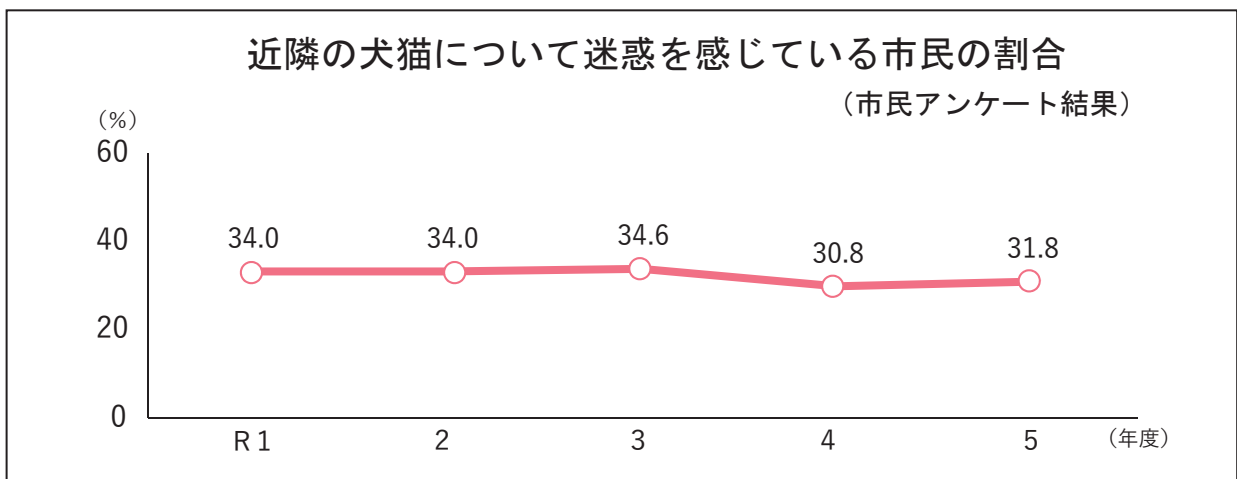
犬

|           | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 糞・毛の始末、臭い | 627   | 566   | 590   | 565   | 595   |
| 鳴き声等      | 287   | 285   | 312   | 312   | 342   |
| 放し飼い等     | 174   | 168   | 189   | 203   | 232   |
| 合計        | 1,088 | 1,019 | 1,091 | 1,080 | 1,169 |



猫

|        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 糞・尿、臭い | 1,174 | 1,065 | 928   | 951   | 1,006 |
| 鳴き声等   | 373   | 391   | 277   | 319   | 321   |
| 器物の破損等 | 12    | 17    | 10    | 8     | 13    |
| 合計     | 1,559 | 1,473 | 1,215 | 1,278 | 1,340 |



本市には犬猫に関わる苦情が、引き続き多く寄せられています。また、近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合は依然として 30% 台から減少していません。



## 寄附金の実績と、寄附金を活用した取り組みの内訳

|          | 令和元年度                                             | 令和2年度※                                               | 令和3年度    | 令和4年度※   | 令和5年度※   |
|----------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 名称       | 目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金                                |                                                      |          |          |          |
| 実績       | 1,349件                                            | 2,538件                                               | 1,714件   | 2,017件   | 1,612件   |
|          | 約4,200万円                                          | 約6,500万円                                             | 約7,400万円 | 約7,700万円 | 約7,000万円 |
| 主な取り組み内容 | のら猫の避妊去勢手術、愛護センターの犬猫の飼育や治療など、譲渡ボランティアへの支援、譲渡会の開催等 | 左記を継続<br>譲渡犬猫の飼主への支援、動物愛護の普及啓発、<br>愛護センターの犬猫の避妊去勢手術等 |          |          |          |

※ ガバメントクラウドファンディング「すべての命を救う未来へ！犬猫サポートプロジェクト」での実績も含む。

ガバメントクラウドファンディングも活用し、毎年、全国の多くの方から寄附をお寄せいただいております。殺処分ゼロを目標として、愛護センターでの犬猫の飼育や治療、ボランティアへの支援物資の費用だけでなく、のら猫の避妊去勢手術の費用にも活用しています。







## 「目指せ殺処分ゼロ!犬猫サポート寄附金」にご協力をお願いします

寄附をお寄せいただいた方と共に、犬猫の殺処分ゼロを目指し、動物愛護と終生飼養を普及させる取り組みです。

寄附金のお申し出やお問い合わせは名古屋市動物愛護センターまで

**TEL 052-762-0380**

名古屋市 犬猫サポート 寄附金

検索



寄附金に関する  
ご案内について

## 人とペットの共生に関する情報をウェブサイトやSNSで発信中



名古屋市公式ウェブサイト  
「ペットと楽しく  
暮らすために」



名古屋市公式ウェブサイト  
「名古屋市動物  
愛護センター」



名古屋市動物愛護センター  
公式Facebook



名古屋市動物愛護センター  
公式Instagram



公式ウェブサイト  
「名古屋市人とペットの  
共生サポートセンター」

## 名古屋市 人とペットの共生推進プラン

発行・編集 名古屋市健康福祉局生活衛生部食品衛生課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-2649

ファックス番号 052-955-6225

電子メールアドレス a2649@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

発行年月 令和7年4月